

資 料

1. 団 長 書 簡

1984年11月28日

中華人民共和國農牧漁業部水産局

副局長 **余大奴** 先生

日本国政府は、中国上海水産品加工技術開発センターに対する協力の枠組みについて事前調査を行うため、1984年11月15日から12月23日まで中華人民共和國に本調査団を派遣しました。

本調査団は国家科学技術委員会を通じ、農牧漁業部及び上海市水産局と協力し、本件協力要請の背景及び内容について調査しました。

この結果、本調査団は上海に設置される加工品開発技術開発センターにおいて、水産物の加工技術および新製品開発技術の研究・開発を行うことは上海における水産物の有効利用を図り、ひいては中華人民共和國の水産業の発展に重要な意義をもつものと判断し、日本国政府に対して報告するため別添プロジェクトの概要を取りまとめました。

本調査団は、この「概要」に示されたスケジュール通りにプロジェクトが実施されることを期待致します。

最後に、本調査団中国滞在の間、心からなる歓迎をしていただいた国家科学技術委員会・農牧漁業部・上海市水産局及び上海魚品廠の関係者に対し厚く御礼申し上げます。

日本国 国際協力事業団
中国上海水産品加工技術開発センター
事前調査団団長

鈴木たね子

鈴木 たね子

中国上海水産品加工技術開発センター概要

1. 協力の概要

1-1. 目的

中華人民共和国における漁獲物のなかで、現在有効利用されていない浮魚（サバ類等）及びコンブの加工技術及び新製品開発の研究を行い、もってこれらの水産資源の有効利用を図ることを目的とする。

1-2. 協力分野

対象水産物（浮魚、コンブ）

市場調査

加工技術（スリ身、マリンビーフ及びコンブの食用加工）

製品開発研究（スリ身、マリンビーフ、コンブ及び水産調味料）

官能試験

1-3. 協力期間

5年間

1-4. 日本側の取るべき措置

(1) 専門家の派遣

長期専門家

4名

チームリーダー

業務調整

加工技術

製品開発研究

短期専門家

年間5～6名程度

その他の分野

(2) 研修員の受け入れ

上記専門家のカウンターパートを年間3～4名程度

(3) 機材の供与

日本側予算の範囲内で、プロジェクトの活動に必要な器材を優先順位に従って供与する

1-5. 中国側の取るべき措置

(1) 土地の確保及び建物の建設

(2) カウンターパートの確保

(3) プロジェクト実施運営経費の確保

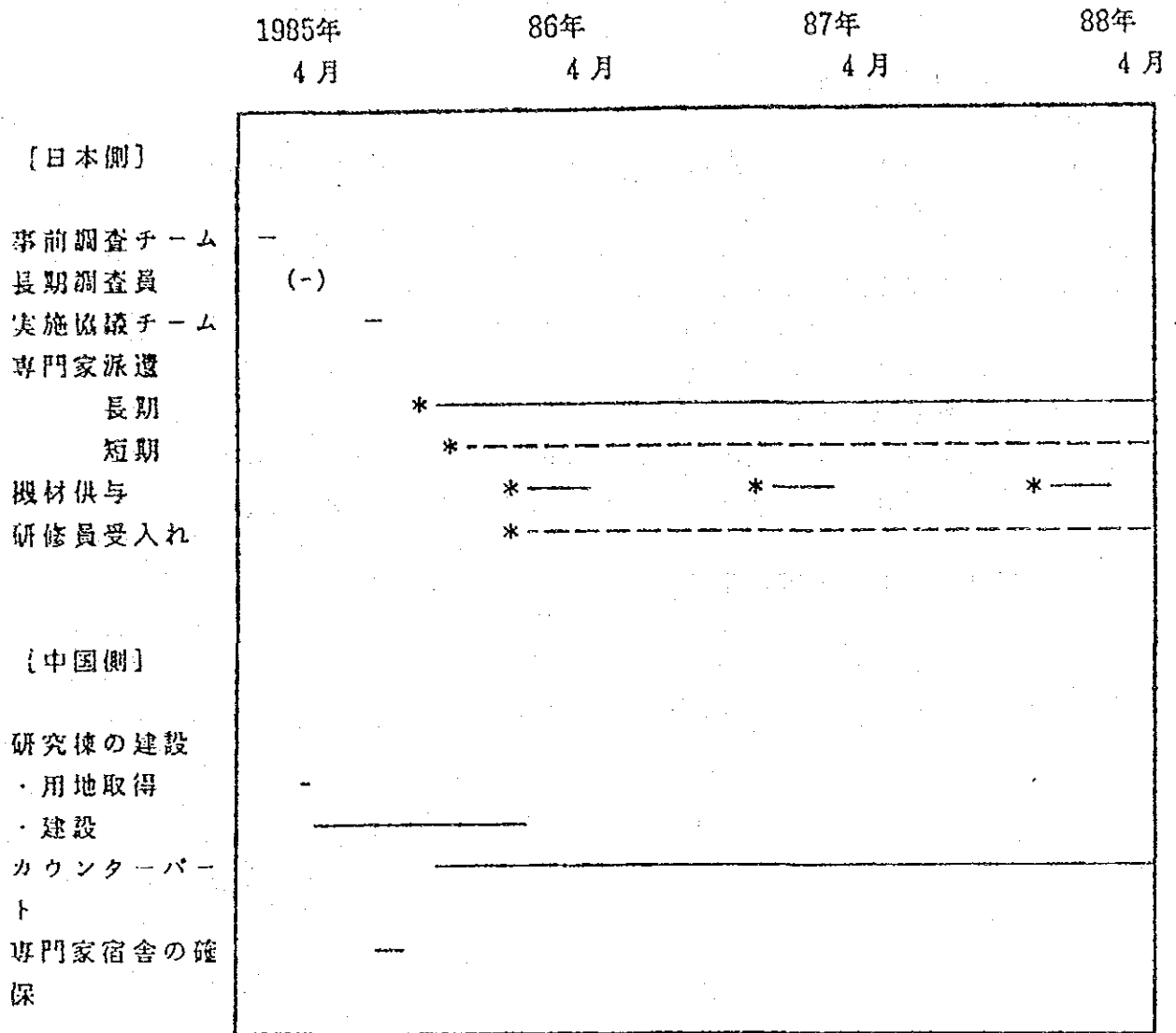
(4) その他日本人専門家の活動を支援するための便宜

1-6. プロジェクトの実施体制

(1) 合同委員会の設置

(2) プロジェクトの実施責任者の任命

1-7. 今後のスケジュール



* ; 中国側からの要請書による

2. プロジェクト開始のための要望事項

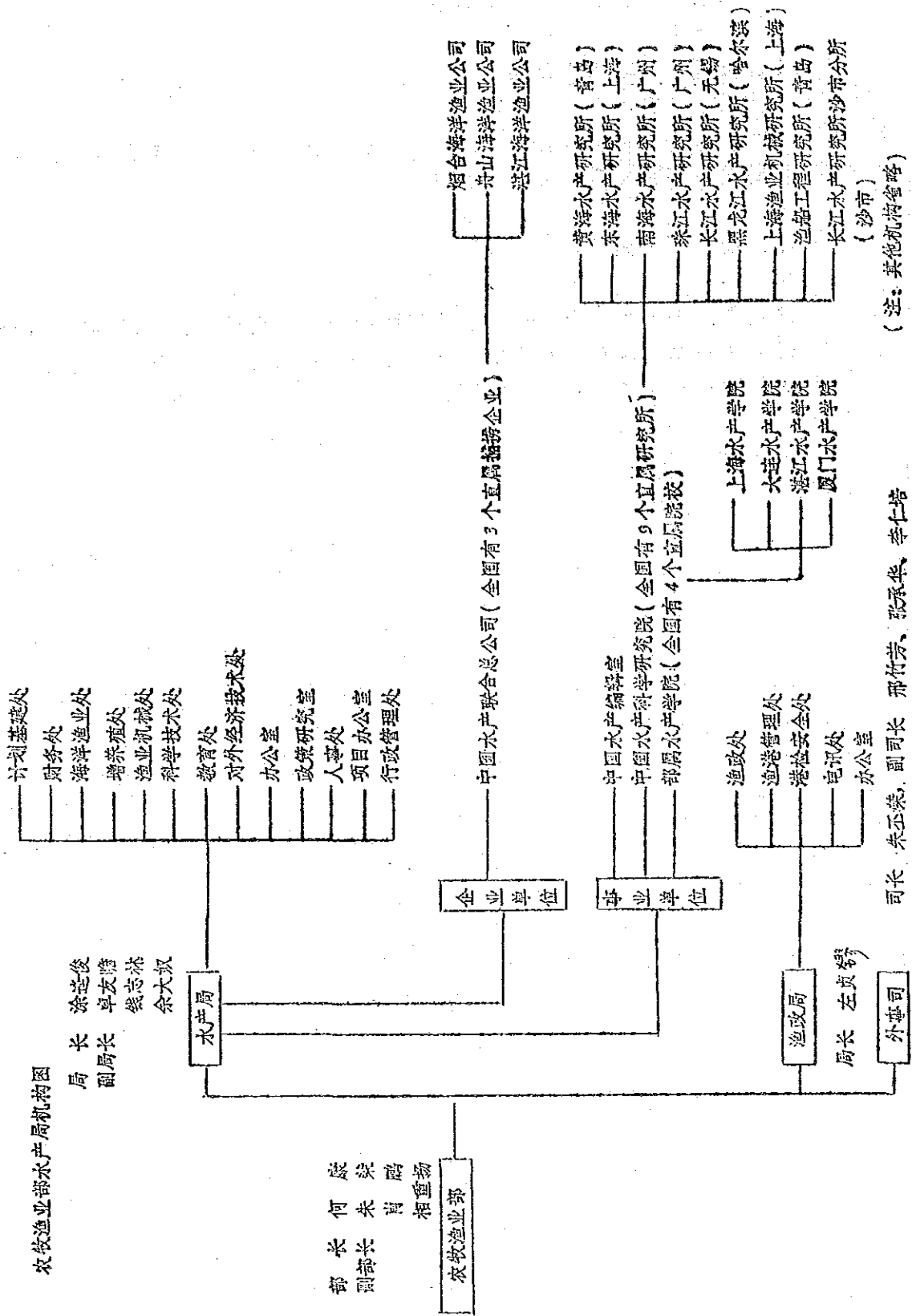
2-1. 専門家の宿舎の確保

プロジェクトの実施に際して、日本より派遣される長期及び短期専門家に対する適当な宿舎を確保すること。

2-2. 研究棟の建設

建設予定地である上海第一商業局貯運公司所有地（10,000 平米）の取得を早期に実現し、研究棟の建設を1985年末までに完了すること。
尚、同研究棟内に日本人専門家（4名）の事務室を設置すること。

2. 農牧漁業部水產局組織圖



3 中国食品衛生法（試行）

中国人民共和国食品衛生法（試行）

（1980年11月19日第5期全国人民代表大会常務委員会第25回會議採択）

第1章 総 則

第1条 食品衛生を保証し、食品汚染と有害要素の人体に対する危害を防止し、人民の身体健康を保障し、各族人民の体質を増強するため、本法を特に制定する。

第2条 国家は食品衛生の監督制度を実行する。

第3条 およそ中華人民共和国の領域内で食品の生産販売に従事するものは、すべて本法を遵守しなければならない。本法違反の行為に対しては、如何なる人にも検挙と告訴の権利がある。

本法は一切の食品、食品添加剤、食品容器、包装材料及び食品用用具、設備に適用し、食品の生産販売場所、施設及び関係する環境にも適用する。

第2章 食品の衛生

第4条 食品は当然無毒、無害、もつべき栄養上の要求に合致し、それに相当するだけの色、香り、味などの感覚を備えなければならない。

第5条 もっぱら乳幼児に供する主食、副食物は、國務院の衛生行政部門で制定する栄養、衛生基準に合致しなければならない。

第6条 食品の生産販売過程では、下記衛生上の要求に合致しなければならない。

- (1) 内外環境の整頓清潔を保ち、蠅、鼠、ごきぶりやその他の有害な昆虫及びその生長繁殖条件消滅の措置を採り、有毒、有害な場所と規定する距離を保つ。
- (2) 食品の生産販売企業は製品の品種、數量にふさわしい食品原料の処理、加工、包装、貯蔵などの工場の建物又は場所を持たねばならない。
- (3) 相応する消毒、更衣、洗面、採光、照明、通風、防腐、防塵、蠅、鼠の駆除、洗滌、汚水の排泄、ごみ処理や廃棄物の施設を持たなければならない。
- (4) 設備の構造と技術的生産工程は当然合理的で、生の食品と調理食品、原料と製品との

- 交叉汚染を防止しなければならない、食品を有毒物、不潔な物に接触させてはならない。
- (5) 食卓用具、茶器や直接口に入る食品を盛る容器は、使用前必ず洗滌、消毒し、炊事道具、用具は使用后必ず洗滌し、清潔を保持しなければならない。
 - (6) 輸送し積みおろしする食品の包装容器、用具、設備及びその具体的条件は、衛生的要求に合致し、食品汚染を防止しなければならない。
 - (7) 直接口に入る食品は当然小さく包装するか、又は無毒、清潔な包装材料を使用しなければならない。
 - (8) 食品の生産販売者は当然個人衛生を常に保持し、食品を生産販売する際には、手を洗い、清潔な作業衣、帽子を着用しなければならない、直接口に入る食品を販売する際には、販売用具を使用しなければならない。
 - (9) 使用する水は、それぞれ国家で規定する都市農村の生活用飲料水の衛生的基準に合致しなければならない。
- 食品商売人及び都市農村の定期市における食品販売者の食品生産販売過程に対する衛生的要求は、省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会が本条参照の上、別に規定する。

第7条 下記食品の生産販売を禁止する。

- (1) 腐敗変質、油脂含有食品の腐敗、かびによる変質、虫の発生、よごれ不潔、異物の混在あるいはその他感覚的にも異常で、人体の健康に有害の恐れあるもの。
- (2) 有毒、有害物質を含有し、又は有毒、有害物質に汚染されて、人体の健康に有害の恐れあるもの。
- (3) 発病性寄生中、微生物を含有するもの、又は微生物毒素の含有量が国家の限定基準を超えるもの。
- (4) 獣医の衛生検査を受けず、又は検査不合格の肉類及びその製品。
- (5) 病死、毒死又は死因不明の鳥、家畜、獣、水産動物など及びその製品。
- (6) 容器包装がきたなくて不潔、ひどい破損、又は輸送用具が不潔で汚染されたもの。
- (7) にせ物、混ぜ物、偽造で、栄養、衛生に影響するもの。
- (8) 非食品原料で加工したもの。
- (9) 保存期限を越えたもの。
- (10) 病気予防など特別な必要性のため、國務院の衛生行政部門又は省、自治区、直轄市の人民政府が販売禁止を特別に規定したもの。
- (11) 國務院衛生行政部門の認可を経ないで使用する添加剤、農薬（残留）を含有するもの。
- (12) その他食品衛生基準、衛生規定に合致しないもの。

第8条 食品に薬物を加えてはならない。伝統的に食品でもあれば薬品でもあるもの、及び調味料又は食品強化剤として加えるものは除く。

第3章 食品添加剤の衛生

第9条 食品添加剤は指定する品質の標準に合致し、國務院及び省、自治区、直轄市の化学工業、軽工業、石油、林業、水産、医薬などの主管部門が指定する工場で生産しなければならない。

第10条 添加剤を生産販売し使用するには、食品添加剤使用の衛生基準及び衛生管理規則の規定に合致しなければならない。不合格品及び非指定工場の製品を販売、使用してはならない。

第4章 食品の容器、包装材料及び食品用の用具、設備の衛生

第11条 食品の容器、包装材料及び食品用の用具、設備は衛生基準及び衛生管理規則の規定に合致しなければならない。

第12条 食品の容器、包装材料及び食品用の用具、設備の生産は衛生的要求に合致する原料を使用しなければならない。製品は当然洗滌、消毒に便利でなければならない。

第13条 食品に直接接触する紙、プラスチック、ゴムなどの製品と塗料は、当然生産主管部門が責任をもって組織的専門的に生産しなければならない。

第5章 食品衛生基準と管理規則の制定

第14条 食品、食品添加剤、食品の容器包装材料、食品用の用具設備、食品の洗滌と食品用の用具設備に使用する洗滌剤及び食品の中の汚染物質放射性物質許容量の國家衛生基準、衛生管理規則と検査規程は、國務院の衛生行政部門が制定するか、又は認可して公布する。

第15条 國家が衛生基準を制定していない食品は、省、自治区、直轄市の人民政府が地方での衛生基準を制定でき、國務院の衛生行政部門に報告して認可される。食品生産販売の主管部門又は食品の生産販売企業は、同等級の衛生行政部門の同意を経て、製品の品質基準の中で衛生上の指定目標に組み入れることができる。

第16条 食品添加剤の国家製品品質基準の中で衛生学的意義をもつ指定目標は、國務院の衛生行政部門で審査決定されねばならない。

農薬、化学肥料など農業化学物質の安全性評定の結論は、國務院の衛生行政部門で審査決定されねばならない。

家畜、鳥を屠殺する獣医の衛生検査規程は、國務院の関係部門が衛生行政部門と共に制定する。

第17条 各種衛生基準、衛生管理規則と検査規程は、制定又は公布する部門が実際の必要性に応じ、適時訂正又は審査決定を行う。

第6章 食品の衛生管理

第18条 食品生産販売企業の主管部門は同系統の食品衛生業務に対する責任を負い、また本法執行状況についても検査を行う。

第19条 食品生産販売企業の主管部門と食品の生産販売企業は、同系統同部門の健全な食品衛生管理、検査機構を樹立し、あるいは専門職を配置するとか、あるいは食品衛生管理要員を兼務させねばならない。

第20条 食品衛生管理、検査機構又は食品衛生管理要員の職責：

- (1) 食品衛生法規と関係規則制度を徹底的に実行して、食品生産販売者を組織的に養成訓練する。
- (2) 食品及び食品の生産販売過程に対し、衛生管理、検査又は点検を行う。
- (3) 食品衛生業務を監督し、食品衛生法規の違反行為を批判、制止し、上級及び食品衛生監督の機関へ状況を報告するとともに処置の意見を提出する。

第21条 食品生産販売企業の新設、拡張、改築工事の場所選定と設計は当然衛生的要求に合致し、その設計の審査と工事の検収には食品衛生の監督機関が立合わなければならない。

第22条 新しい資源を利用して生産する食品、食品添加剤の新品種は、生産販売企業が操業開始前、同製品の衛生的及び栄養的評価に必要な資料を提出しなければならず、新しい原材料を利用して生産する食品の容器包装材料と食品用の用具、設備の新品種は、生産販売企業が操業開始前、同製品の衛生的評価に必要な資料を提出しなければならない。上記新品種

の操業開始前、更にサンプルを提供するとともに、規定する食品衛生基準に照らして順序通りに審査批判し、その審査批判を報告する必要がある。

第23条 定型の包装食品と食品添加剤には製品の説明書又は商品の標識をつけ、他の製品との区別から規定どおり品名、産地、工場名、生産期日、認可番号（又は代用番号）、規格、配合方法又は主要成分、保存期限、食用又は使用方法などを標記しなければならない。食品、食品添加剤の製品説明書又は商品の標識には、誇大又は虚偽の宣伝内容があってはならない。

第24条 食品の生産販売者が食品を仕入れるには、当然国家の関係規定に照らして検査合格証又は化学分析表を取立て、販売者は提供を保証しなければならない。照明書取立ての範囲と種類は、省、自治区、直轄市の衛生行政部門が規定する。

第25条 食品の生産販売員は毎年健康診断を実施しなければならない。新しく従事し、臨時に従事する食品の生産販売員は、健康診断を実施し、健康証明書の取得後でなければ従事できない。

およそ下痢、腸チフス、病毒性肝炎などの消化器系伝染病（保菌者を含む）、活動性肺結核、化膿性又は滲出性皮膚病及びその他食品衛生上有害な病気を患う者は、直接口に入れる食品に接触する業務には従事できない。

第26条 食品の生産販売企業と食品行商人は、まず衛生許可証を取得して、商工業行政部門に登録又は登録の変更を申請しなければならない。

衛生許可証の支給管理規則は省、自治区、直轄市の衛生行政部門が規定する。

第27条 都市農村の定期市で取引する食品衛生の管理業務と一般の食品衛生検査業務は、商工業行政の管理部門が責任を負い、食品衛生の監督検査業務は、食品衛生の監督機関が責任を負い、家畜、鳥獣医の衛生検査業務は、農牧漁業部門が責任を負う。

第28条 輸入する食品、食品添加剤、食品容器、包装材料及び食品用の用具と設備は、国家の衛生基準及び衛生管理規則の規定に合致しなければならない。

上記列挙した製品の輸入には、国境食品衛生監督機関が衛生上の監督検査を実施する。輸入部門では検査届出の際、当然輸出国（地域）で使用する農薬、添加剤、薰蒸剤などの関係資料と検査報告を提供しなければならない。

税関は国境食品衛生監督機関の証明書により通過する。

第29条 輸出食品は国家の商品輸出入部門が衛生上の監督検査を実施する。
税関は国家の商品輸出入検査部門の証明書により通過を許可する。

第7章 食品衛生の監督

第30条 各級衛生行政部門の監督業務を指導する。

第31条 衛生行政部門に所属する県以上の衛生防疫センター又は食品衛生の監督検査所は、食品衛生の監督機関として、管轄内の食品衛生監督の責任を負う。

鉄道、交通、工場鉱山の衛生防疫センターは管轄範囲内で食品衛生監督機関としての職責を実行に移し、地方食品衛生監督機関の業務指導を受ける。

第32条 食品衛生監督機関には食品衛生監督員を置く。食品衛生監督員は合格した専門の人員が担任し、同等級の人民政府から証明書が支給される。

鉄道、交通、工場鉱山の食品衛生監督員は、その上級の主管部門が証明書を支給する

第33条 食品衛生監督機関の職責：

- (1) 食品衛生の監督測定、検査及び技術指導を行う。
- (2) 食品生産販売員の養成訓練に協力援助し、食品生産販売員の健康の検査を監督する。
- (3) 食品の衛生、栄養の知識を宣伝し、食品の衛生評価を行い、食品の衛生状況を公布する。
- (4) 食品生産販売企業の新設、拡張、改築工事の位置の選定と設計に対して衛生的審査を行うとともに、工事の検収に従事する。
- (5) 食中毒と食品の汚染事故に対する調査を行うとともに、処分の措置を採用する。
- (6) 現場監督と巡回指導を行い、発見する問題を適時処理する。
- (7) 本法違反行為の事後責任については、法により行政処分を行う。
- (8) その他食品衛生監督事項についての責任を負う。

第34条 食品衛生監督員は食品衛生監督機関の交付する任務を実行する。

食品衛生監督員は任務を実行する際、食品の生産販売者から状況を理解し、必要な資料を取立て、生産販売場所に入って検査し、規定によりサンプルを無償で採ることができ、生産販売者は拒絶し又はかくしだてしてはならない。

第35条 国務院及び省、自治区、直轄市の衛生行政部門では、必要により食品衛生監督機関のほ

か、具体的条件を確実に備える関係機関を食品衛生の検査機関として、食品衛生検査及び検査報告の提出を行わせることができる。

第36条 食中毒発生の関係機関及び病人を受入れ治療を行なう関係機関では、救急措置を講ずるほか、当然国家の関係規定に基づき、適時所在地の食品衛生監督機関へ報告しなければならない。

第8章 法律責任

第37条 本法違反状況の比較的重大なものに対し、食品衛生監督機関では次の行政処分を行うことができる。

- (1) 警告するとともに期間を限定して改善させる。
- (2) すでに売出した商品の回収と生産販売の禁止を命ずる。
- (3) 生産販売禁止の食品、食品添加剤を没収し又は廃棄する。
- (4) 罰金20元以上、3万元以下。
- (5) 営業停止改善を命令する。
- (6) 衛生許可証を取上げる。

衛生許可証を取上げられるか、又は罰金5000元以上のものは、県以上の人民政府の許可を経なければならない。

- 各種行政処分は単独又は合わせて適用できる。
- 没収する物品は食品衛生監督機関が監督処理する。

第38条 当事者で食品衛生監督機関の与えた行政処分に不服な者は、処罰の通知を受けた日から15日以内に、人民法院へ起訴することができる。しかし、食品処分の決定に対しては即時実行に移さねばならない。罰金の決定に対して履行せず、また期限を過ぎても起訴しない者には、食品衛生監督機関が人民法院に申請し、中華人民共和國民事訴訟法（試行）の規定に照らして強制執行の手続を取る。

第39条 本法に違反し、食中毒又はその他食べ物による疾患をおこさせた者は、当然損害責任を負わねばならない。被害者には損害賠償要求の権利がある。

損害賠償には医薬費、仕事を遅らせたための賃金、生活補助費、葬式費用、遺族弔慰金が含まれる。

第40条 損害賠償の要求は、県以上の衛生行政部門で処理し、当事者が不服であれば、人民法院

に起訴することができ、また被害者あるいはその代理人が人民法院に直接起訴することもできる。

損害賠償の要求は、当然被害者又はその代理人が承知し、あるいは被害状況を承知した日から1年以内に提出しなければならない、期限を過ぎたものは受理されない。

第41条 本法に違反して、重大な食中毒事故又はその他食べ物による重大な疾患を起こし人を死亡させるか、又は不具廃疾によつて労働能力を喪失させれば、それぞれの状況により、直接責任者に対し、中華人民共和国刑法第18条、第114条、あるいは第164条の規定に照らして、それぞれ刑事責任を追究する。状況が軽微で、中華人民共和国刑法の規定に照らし刑事処分を免除できれば、主管部門が情状酌量の上行政処分を与える。

第9章 付 則

第42条 国務院の衛生行政部門は本法に基づいて実施細則を制定し、国務院の批准を経て施行する。

第43条 本法用語の定義は次のとおりである。

食品：人の食用又は飲用に供する各種完成品と原料及び伝統に照らしすでに食品でもあれば、また薬品でもある物品を指すが、治療目的の物品を含まない。

食品添加剤：食品の品質と色、香り、味の改善及び防腐と加工技術の必要性から食品に加える化学合成又は天然の物質を指す。

食品強化剤：栄養成分増強のため食品に加える天然の又は人工合成のもので、天然栄養素の範囲に属する食品添加剤を指す。

食品容器・包装材料：食品を包装し、盛るのに使用する紙、竹、金属、ほうろう、陶磁器、プラスチック、ゴム、天然繊維、化学繊維、ガラスなどの製品及び食品に接触する塗料を指す。

食品用用具、設備：食品の生産販売過程で食品に接触する機械、パイプ、ベルト、容器、用具、食卓用具などを指す。

食品生産販売：あらゆる食品の生産（栽培又は養殖業を含まず）、収集、調達、加工、貯蔵、陳列、供給、販売などの活動を指す。

食品生産販売者：あらゆる食品の生産販売に従事する関係機関又は個人を指し、従業員食堂、食品行商人などを含む。

第44条 輸出食品の管理方法は、国家の輸出入商品検査部門が国務院の衛生行政部門及び生産関

係主管部門と別に制定する。

第45条 本法は1983年7月1日から施行する。

本法施行の日から、「中華人民共和国食品衛生管理条例」は即時廃止する。かつて公布した食品衛生の法規で本法に抵触するものは、本法をもって基準とする。

付：中華人民共和国刑法第114条、第164条、第187条の全文

第114条 工場、鉱山、森林地、建築企業又はその他の企業、事業部門の従業員が管理に服従せず、規則制度違反のため、又は労働者に規則違反の危険作業を強制的に命令したため重大な死傷事故を起こし、その後の重大な結果を招いた者は、3年以下の有期徒刑又は拘禁し、労役に服させる。状況特に悪劣な者は3年以上7年以下の有期徒刑に処する。

第164条 営利を目的として偽の薬を製造販売し、人民の健康に危害を加えた者は、2年以下の有期徒刑、拘禁しての労役服務又は管制（訳注：犯罪者を投獄せず、職場又は隣組で監視し、その自由を拘束する刑事処分的一种）に処し、罰金の併用又は罰金のみで処することもできる。重大な結果を招いた者は、2年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併用することもできる。

第187条 国家公務員で職務をなおざりにしたため、公共の財産、国家や人民の利益に重大な損失を与えた者は5年以下の有期徒刑または拘禁しての労役服務に処する。

4 中国輸出食品衛生管理規則

中華人民共和國輸出食品衛生 管理規則（試行）

1984年7月20日国家商検局、衛生部発行

第1章 総 則

第1条 輸出食品衛生の質および量を保証し、国家の信望を維持するため、中華人民共和國食品衛生法（試行）および中華人民共和國輸出入商品検査条例に関係ある規定にもとづいて、特に本規則を制定する。

第2条 中華人民共和國領域内で輸出食品の加工生産、経営および貯蔵輸送に従事するものは、本規則を遵守しなければならない。

第3条 本規則はあらゆる輸出食品、（各種の飲食用に供する完成品および原料、ならびに伝統的習慣にもとづいて薬物を加える食品を含む）輸出食品に用いる食品添加剤、食品容器、包装材料および食品用器具、設備に適用し、さらに輸出食品の加工生産、経営場所、施設、技術工程、運輸手段、さらに関連する環境に適用する。

第2章 監督検査管理機構

第4条 中華人民共和國の国家輸出入商品検査局（以下国家商検局と略称）の輸出食品に対して行う衛生的監督、検査の責任は下記のとおりである。

- (1) 省、自治区、直轄市の輸出入商品検査局およびその隷属分局、支局機構（以下商検機構と統一呼称する）の指導を組織する。輸出食品の加工工場、屠殺場、冷蔵庫、倉庫（以下輸出食品工場、倉庫と略称）および輸出食品に対して、衛生監督ならびに検査を行う。
- (2) 「輸出食品工場、倉庫の最低の衛生要求」および「輸出食品工場、倉庫の登録細則」を制定、公布する。また必要にもとづいて、輸出食品の質量検査基準および関係規程を制定、公布する。
- (3) 全国輸出食品工場、倉庫の登録作業を統一管理する。

第5条 商検機構が輸出食品工場、倉庫および輸出食品に対して、衛生上の監督、検査を実施する責任は下記のとおりである。

- (1) 輸出食品の衛生管理に関係ある規定の徹底的実施を監督する。
- (2) 管轄範囲内の輸出食品工場、倉庫および輸出食品に対して、衛生上の監督ならびに検査を行う。
- (3) 管轄範囲内の輸出食品工場、倉庫の登録作業を検査および処理する。

第3章 登 録

第6条 輸出食品工場、倉庫は「輸出食品工場、倉庫登録細則」の規定にもとづいて、所在の省、自治区、直轄市商検機構に対して、登記を申請しなければならない。

第7条 登録を申請する輸出食品工場、倉庫は「輸出食品工場、倉庫の最低衛生要求」に合致しなければならない。国外向け登録については、関係輸出国の衛生当局が規定する獣医、衛生要求に合致しなければならない。

第8条 輸出食品工場、倉庫は登録証書および許可番号を取得後、はじめて輸出食品の加工生産、または貯蔵保管が許可される。

第4章 監 督、 管 理

第9条 商検機構は管轄範囲内の輸出食品工場、倉庫および輸出食品について衛生上の監督を行う。

- (1) 獣医、食品衛生検査人員を派遣して、輸出食品工場、倉庫の規定された獣医、衛生要求の実施を監督する。輸出食品工場、倉庫の新建築、増築、改築工事の場所の選定、設計の衛生審査および工事の検収作業に参画する。
- (2) 獣医、食品衛生検査要員は任務を遂行するとき、輸出食品工場、倉庫の関係資料を調査し、搜索することができる。加工生産、経営および貯蔵輸送部門は、これを拒絶、隠蔽または嘘をついてはならない。
- (3) 輸出食品工場検査機構の作業および輸出食品の加工生産、包装、貯蔵保管、輸送操作、経営過程の衛生について、監督指導を行う。

第10条 輸出食品工場、倉庫は衛生管理制度を制定するとともに、輸出食品衛生の質、量に対して責任を負わなければならない。

- (1) 国家食品衛生法令、衛生基準、獣医検疫等の関係規定を徹底的に遵守する。
- (2) 衛生管理制度および規定の獣医、衛生要求を実施する。
- (3) 工場長が直接指導する検査機構、さらに1組の検査管理制度を設立する。

第11条 経営単位は商検機構に対して、関係する輸入国（家）の衛生法規、標準検査方法等の規定を提供しなければならない。また輸出食品の衛生上の質、量について検収を強化しなければならない。また輸出食品の衛生上の質、量について検収を強化しなければならない。検収を行って合格した食品はその数量を明確にし、貨物と証書を一致させ、貯蔵、保管を充分に行って、汚染を防止しなければならない。

第12条 輸出食品の包装、輸送手段の清潔衛生および温度は、食品衛生の技術条件と一致しなければならない。輸出用肉類の国内輸送時には、関係する獣医の検疫単位は、商検機構の獣医証書によって検査をおこなう。

第5章 検査の許可

第13条 あらゆる輸出食品はすべて検査しなければならない。未検査のもの、検査に不合格なものは輸出を許可しない。

第14条 商検機構は、輸出食品について、獣医の検査および衛生検査を施行するとともに、また下記の規定によって処理する。

- (1) 輸入国の衛生当局に食品の獣医検疫および衛生質量について、特殊な要求があるときは、その要求にもとづいて検査する。
- (2) 輸出貿易契約で食品の獣医検疫および衛生質量に対して具体的な規定があれば、契約書の規定にしたがって検査する。
- (3) 輸出貿易契約書に獣医の検疫および衛生上の質、量の要求について具体的な規定がなく、輸入国が食品の獣医衛生証明書を要求しなければ、中国の食品衛生基準または輸出食品の質量検査基準にもとづいて、検査する。

第15条 商検機構の検査を行って、合格した食品は規定どおり証明書を発行する。また需要にもとづいて、貿易関係者の申請により、商検の標示をする。税関は商検機構が署名発行した検査証書、または「輸出貨物税関報告書」の捺印にもとづいて、検査し許可する。

第16条 商検機構の検査に合格した検査証書を受け、または「輸出貨物税関報告」に捺印された

輸出食品は、証書の有効期間内に輸出を報告すること。有効期間を過ぎたものは、新たに検査を再度行わなければならない。

第6章 罰 則

第17条 下記の行為は本規則に違反したものと見なす。

- (1) 登録済みの輸出食品工場、倉庫が未登録の工場、倉庫に輸出食品の加工生産または保管、貯蔵を委託するとき。
- (2) 未登録の工場、倉庫が登録済み輸出食品工場、倉庫の加工生産または貯蔵、保管輸出食品であるように見せかけること。
- (3) 食品衛生の原料、補助加工に使用できない食品、または不合格食品を合格食品に混入、または合格品の見せかけて、検査報告して輸出する。
- (4) 商検機構の検査後、勝手に食品を入れ換えて輸出する。
- (5) みだりに、商検機構が署名捺印した証書を改ざんしたり、または商検の標識を変更すること。
- (6) 未検査食品を勝手に自身で発送輸出すること。
- (7) 商検機構が証明書に署名捺印した食品で、輸出發送前に汚染または腐敗、変質を発見しても、これを隠して報告しない。
- (8) 本規則に違反するその他の行為。

第18条 本規則第17条に列記する行為を行うものは、商検機構が中華人民共和国輸出入商品検査条例の関連規定にもとづいて、処罰または下記の行政罰を与える。

- (1) 警告ならびに期限をきって改善させる。
- (2) 登録証書および許可番号を取消す。

登録証書および許可番号の取消しは、国家商検局に報告して許可を得ること。

第19条 処罰および行政罰は商検機構が実施する。処罰者に異議があるときは、処罰または行政罰の決定通知を受けてから10日以内に、国家商検局に上告し、国家商検局はこれを裁決する。

第7章 付 則

第20条 本規則の改正、補充および解釈は、国家商検局が責任を負う。

第21条 本規則は1985年1月1日より試行する。本規則試行の日以降、過去に公布した関係輸出食品衛生の規定および本規則に抵触するときは、本規則を基準とする。

5 中国環境保護法（試行）

中華人民共和國環境保護法（試行）

（1979年9月13日第5回全国人民代表大会常務委員回第11次會議に原則的に通過）

第1章 総 則

第1条 中華人民共和國憲法第11条、“國家の環境および天然資源保護、汚染およびその他の公害予防とその処理”に関する規定にもとづいて、本法を制定した。

第2条 中華人民共和國環境保護法の任務は、社会主義の近代化建設中において、合理的に自然環境を利用し、環境汚染と生態破壊の防止、処置を保證して、國が清潔快適な生活および労働環境を造るため、國民の健康を保護し、經濟發展を促進することである。

第3条 本法で言う環境とは、：大氣、水、土地、鉱物地下資源、森林、草原、野生動植物、水生生物、名所旧跡、景色の良い観光地区、温泉、療養地区、自然保護区、生活居住区等を指す。

第4条 環境保護工作の方針は、全面的計画、合理的配置、綜合利用、公害を利益に変え多数の大衆の運動によって、環境を保護し、國民を幸福にすることである。

第5条 國務院およびその所属各部門、地方各級人民政府は、確實に環境保護業務を実施しなければならず、國民經濟の發展計画を制定するときは、必ず環境の保護および改善計画に配慮し、さらにその実施をまじめに手配しなければならない。すでに造成された環境汚染およびその他の公害に対しては、規制計画を作成し、計画的に緊急に解決を図ること。

第6条 あらゆる企業、事業單位の場所の選択、設計、建設および生産は、すべて環境汚染および破壊防止に充分注意しなければならない。新建築、改築、および増築工事を行うときは、環境に対する影響についての報告書を提出しなければならない。環境保護部門およびその他の關係部門の審査、許可を得て始めて設計を行うことができる。そのうち汚染およびその他の公害を防止する施設は、必ず主体工事と同時に設計し、同時に施工し、同時に生産に入らなければならない。それぞれの有害物質の排除は國家の規定する基準を守らなければならない。すでに環境に対して、汚染およびその他の公害を作った單位は、汚染処

理の原則にもとづいて、計画を作り、積極的に処理し、または主管部門に報告して移動、輸送の許可を申請しなければならない。

第7条 古い都市の改造および新都市の建設中は、気象、地理、水利関係、生態等の条件にもとづいて、工業区域、居住区域、公用施設、緑化地帯等環境に影響する評価を行い、全面的に計画し、合理的に配置し、汚染およびその他の公害を防止、処理して、計画的に近代化した清潔な都市を建設すること。

第8条 一般市民は汚染および環境を破壊した単位および個人に対して、監督、検挙および告訴する権利をもち、検挙、告訴された単位および個人は、これに報復することはできない。

第9条 およそ、中国の領土、領海、領空に進入し、またはこれらを通過する外国人、および外国籍航空機、船舶、車両、物資、生物等は、本法およびその他の関係ある環境保護の条例、規定に従うこと。

第2章 自然環境の保護

第10条 その土地に適したように土地を合理的に使用し、土壌を改良し、植林を増加し、土壌の侵蝕、固結、アルカリ化、砂漠化および洪水による土砂の流失を防止する。

荒地を開墾し、海や湖水の周囲に堤防を造成し、大型、中型の水利工事等を新たに建設し、事前に総合的な科学調査を確実にを行い、環境保護、および改善を確実にを行い、生態系統の破壊を防止する。

第11条 河川、湖沼、海、貯水ダム等の水域を保護し、水質を良好な状態に維持する。水生生物を保護、発展および合理的な利用を図り、絶滅的な捕獲および破壊を禁止する。工業用水、農業用水および生活用水を厳格に管理および節約する。地下水を合理的に採取して、水源の枯渇および地盤沈下を防止する。

第12条 鉱物地下資源の開発は、総合的探査、総合評価、総合利用を実施しなければならない。乱採掘を厳禁し、廃鉱、鉱物くずを十分に処理し、資源の破壊および自然環境の悪化を防止する。

第13条 厳格に国家の森林法規を守り、森林資源を保護および発展させ、合理的な伐採を行い、適時、育成更新し、森林の破壊、乱開発、乱伐を厳禁し、森林火災を防止する。大いに植

樹造林を行い、荒れた山や荒地を緑化し、砂漠地区および半砂漠地区を緑化し、村落、都市および工鉱業地区の緑化に努力する。工場、鉱業地区、学校、機関の内外、および村落、道路周辺、水辺、家屋の周囲等のあらゆる小さな空地进行を十分に利用し、樹木や草花を植え、大きな公園森林化を実現しなければならない。

第14条 牧草資源を保護、および発展させ積極的に草原建設、合理的な放牧を計画及び実施する。草原の再生能力を保持および改善し、草原の退化を防止し、草原の乱開発を厳禁し、草原の火災を防止する。

第15条 野生動植物資源を保護、発展および合理的な利用を図る。国家の規定によって、珍しい稀少な野生動物、野生植物に対して乱獲、乱伐を厳禁する。

第3章 汚染およびその他の公害の防止、処理

第16条 工鉱業企業および都市生活の廃ガス、廃水、鉱物くず、粉塵、塵あい、放射性物質等の有害物質、および騒音、震動、悪臭等の環境汚染および危害に対して積極的に防止および処置する。

第17条 都市生活居住区、水源保護区、名所旧跡、観光地区、温泉、療養区、および自然保護区において、環境を汚染する企業、事業単位の建設を許可しない。建設ずみのものは、期限を区切って、調整または移動しなければならない。

第18条 汚染のないもの、または汚染の少ない新工芸、新技術、新産品を積極的に試験および採用する。企業管理を強化し、文化的生産を行い、汚染環境の廃ガス、廃水、鉱物くずを総合利用して、公害を利益に変えなければならない。排出を必要とするものは、国家基準を守らなければならない。一時的に国家基準に達しないものは、期限をきって処理すること。期限を超過しても国家基準に達しないものは、企業の生産規模を制限すること。

国家基準を超える排出汚染物は、排出汚染物の数量および濃度によって、規定にしたがって汚染排除費用を徴収する。

第19条 あらゆる排煙装置、工業用かまど、炉、機動車両、船舶等は、すべて有効な消煙、防塵対策を実施し、有害ガスの排出は、国家基準に合致させなければならない。

石炭ガス、液化石油ガス、天然ガス、メタンガス、太陽エネルギー、地熱およびその他汚染のないもの、または汚染の少ないエネルギー源を大いに発展し、また利用する。都市

においては、積極的に区域を拡張してエネルギーを供給する。

第20条 あらゆる水域において、塵芥、鉱物くずを捨ててはならない。排水汚水は国家の基準に一致させること。

船舶が国家の規定する保護水域に油性や有毒物質およびその他の有害廃棄物を投棄することを禁止する。

地中にしみこませるように作った排水溝、すき間、崩れたほら洞、または薄める方法を使用して、有毒、有害排水を廃棄することを厳禁し、工業汚水のたれ流しを防止し、地下水が汚染しないようにする。

飲用水の水源を確保し、順を追って都市の污水排水パイプ網を污水浄化施設を完全にする。

第21条 効果が高く、毒性および残留度の低い農薬を積極的に発展させる総合的な防止策および生物の防止対策を推進し、污水かんがいを利用し、土壌および作物の汚染を防止する。

第22条 都市および工場騒音、震動に対する管理を強化する。各種の騒音、および震動の大きな機械設備、機動車両、航空機等は、すべて消音、震動防止装置を取付けなければならない。

第23条 有害ガス、粉塵を放出する単位は密閉した生産設備および生産技術を積極的に採用し、また通風、吸塵及び浄化、回収施設を取付けること。労働環境の有害ガスおよび粉塵の含有量は、国家工業衛生規準に一致しなければならない。

第24条 有害化学品に対しては、厳格に登録および管理すること。劇薬物に対しては、厳重に密閉し、貯蔵、保管および輸送中の散逸を防止すること。

放射性物質、電磁波の輻射等に対しては、国家の関係ある規定にもとづいて厳重に防護および管理を行なわなければならない。

第25条 食品の生産、加工、包装、輸送、貯蔵、販売過程中的汚染を厳重に防止する。食品検査を強化し、国家の衛生規準に合致しない食品は、販売、輸出および輸入を厳禁する。

第4章 環境保護機構とその責任

第26条 國務院は環境保護機構を設立したが、その主な責任は下記のとおりである。すなわち、

- (1) 環境保護に関する方針、政策および法律、法令を徹底的に施行するとともにこれを監督する。
- (2) 関係部門は、共同して環境保護の条例、規定、規準および経済技術政策を制定する。
- (3) 関係部門は共同して環境保護の長期計画および年度計画を策定し、検査とその実施を監督する。
- (4) 環境の監視、測定、調査を統一して組織するとともに、全国の環境の状況および発展のすう勢を掌握して、改善対策を提出する。
- (5) 関係部門は共同して環境科学研究および環境教育事業の協調を手配し、また積極的に国内外の環境保護の先進的経験および技術を推進する。
- (6) 國務院所属の各部門および各省、自治区、直轄市の環境保護工作进行を指導する。
- (7) 環境保護の国際協力および交流を組織するとともに協調する。

第27条 省、自治区、直轄市人民政府は、環境保護局を設立する。市、自治区、県、自治県人民政府は、需要にもとづいて、環境保護機構を設立する。

地方各級の環境保護機構の主要な責任は次のとおりである：所轄地区内各部門、各単位は国家の環境保護の方針、政策および法律、法令の実施を検査、督促する。地方の環境保護規準および規範を定める。環境の監視、測定を手配し、本地区の環境状況を発展のすう勢を掌握する。関係部門は共同して本地区の環境保護の長期計画および年度計画を策定し、さらにその実施を督促する。関係部門は共同して本地区の環境科学の研究および環境教育を組織する。国内外の環境保護の先進経験および技術を推進し拡張する。

第28条 國務院および地方各級人民政府の関係部門、大、中型企業および関係事業単位は、需要にもとづいて環境保護機構を設立し、それぞれ本系統、本部門、本単位の環境保護業務に責任を負う。

第5章 科学研究と宣伝教育

第29条 中国環境科学研究院、関係ある科学研究機構および大学、専門学校は、環境科学の基礎理論、環境管理、環境経済、総合処理技術、環境の質の評価、環境汚染と人体の健康、自然環境の合理的利用および保護等の問題の研究を、大いに展開しなければならない。

第30条 文化宣伝部門は、積極的に環境科学、知識の宣伝教育工作を積極的に展開し、多くの人民大衆の環境保護作業に対する認識および科学の水準を高めること。

計画的に環境保護の専門的人材を養成すること。教育部門は、大学、専門学校の関係ある学部環境保護に必要な課程または専門課程を設置すること。中、小学校の課程中においては、環境保護に関係ある内容を適当に教科書に載せ、編集すること。

第6章 奨励と徴罰

第31条 国家は環境保護に顕著な成績をあげ、貢献した単位、および個人を表彰し、さらにまたこれらを奨励すること。

国家は、企業が廃ガス、廃水、鉱物くずを利用して、主要原料とし生産した製品に対して、減税、免税措置を行ない、また価格政策上良く面倒を見てやり、営利所得を上級機関に納入することなく、企業が汚染処理および環境改善に使用するようにする。

第32条 本法およびその他の環境保護の条例、規定に違反し、環境を汚染、および破壊して人民の健康を危うくする単位に対しては、各級の環境保護機構は、状況を区分し、同級の人民政府の許可を経て報告し、批判、警告を与え、罰金を科し、または損失の弁償をさせ、生産を停止して処理させる。

重大な汚染および環境破壊について人員の死傷、または農業、林業、牧畜業、副業、漁業に重大な損害を与えた単位の指導者、直接の責任者、またはその他の一般人民に対しその行政責任、経済責任を追及し、直ちに法律にもとづいて、刑事責任を追及すること。

第7章 付 則

第33条 国務院は、本法にもとづいて環境保護に関する条例、規定を制定することができる。

中華人民共和國第5次
全國人民代表大會常務委員會指令

第 2 号

《中華人民共和國環境保護法（試行）》は中華人民共和國、第5次全國人民代表大會常務委員會第11次會議において1979年9月13日、原則的通過したので、ここに公布する。

委員長 葉 劍 英

1979年9月13日

6 中国専売特許法（試行）

中華人民共和國専売特許法

1984年3月12日第6期全国人民代表大会常務委員会第4回会議採択

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 専売特許権授与の条件
- 第3章 専売特許の申請
- 第4章 専売特許申請の審査と認可
- 第5章 専売特許権の期限、終止と無効
- 第6章 専売特許実施の強制許可
- 第7章 専売特許権の保護
- 第8章 付則

第1章 総 則

第1条 発明創造の専売特許権を保護し、発明創造を奨励して、発明創造の普及応用を有利にし、科学技術の発展を促進し、社会主義近代化建設の必要性に適応させるため、特に本法を制定する。

第2条 本法でいう発明創造とは、発明、実用新案と外観の設計を指す。

第3条 中華人民共和國専売特許局は特許権の申請を受理審査し、本法の規定に合致する発明創造に対して専売特許権を授与する。

第4条 専売特許を申請する発明創造が国家の安全又は重大な利益に関係すれば秘密保全を必要とし、国家の関係規定により処理する。

第5条 国家の法律、社会公衆の道徳に違反し、あるいは公共の利益を妨害する発明創造に対しては、専売特許権を授与しない。

第6条 本所属機関の任務を執行し、あるいは主として本所属機関の物質的条件を利用して完成

した職務上の発明創造は、専売特許申請の権利が同所属機関に属し、職務上の発明創造でなければ、専売特許申請の権利は発明者又は設計者に属する。申請が認可された後、全民所有制部門での申請は、専売特許権が同部門の所持に帰し、集団所有制部門又は個人で申請したものは、専売特許権が同部門又は個人の所有に帰する。

中国領内の外資系企業と中外合資経営の企業における従業員が完成した職務上の発明創造は、専売特許申請の権利が同企業に属し、職務上の発明創造でなければ、専売特許申請の権利が発明者又は設計者に属し、申請認可された後、専売特許権は申請した企業又は個人の所有に帰する。

専売特許権の所有者と所持者はすべて専売特許権者と称する。

第7条 発明者又は設計者の非職務上における発明創造に対する専売特許申請は、如何なる部門又は個人といえどもこれを制限し抑圧することはできない。

第8条 二つ以上の部門の協力又は一つの部門がその他の部門の委託を受けて研究し、設計した任務上で完成した発明創造は、別に協約のあるもののほか、専売特許申請の権利が発明者又は設計者に属する。申請が認可された後、専売特許権は申請した部門の所有又は所持に帰する。

第9条 二人以上の申請者がそれぞれ同様の発明創造について専売特許を申請すれば、専売特許権は最も早く申請した者に授与する。

第10条 専売特許申請権と専売特許権は譲渡できる。

全民所有制部門で専売特許申請権又は専売特許権を譲渡するには、主管機関の認可を経なければならない。

中国の所属機関又は個人が外国人に専売特許申請権又は専売特許権を譲渡するには國務院の関係主管機関の認可を経なければならない。

専売特許申請権又は専売特許権を譲渡するには、当事者が書面での契約を定め、専売特許局での登記と公告を経なければ効力が発生しない。

第11条 発明と実用新案の専売特許権が授与された後、本法第14条で規定するもののほか、如何なる所属機関又は個人といえども専売特許権者の許可を経ないで、その専売特許を実施に移すことはできない。すなわち生産経営目的のために製造し、使用し、あるいはその特許製品を販売し、あるいはその特許方法を使用してはならない。

外觀上設計の専売特許権が授与された後、如何なる所属機関又は個人といえども専売特

許権者の許可を経ないでその専売特許を実施に移すことはできない。すなわち生産経営目的のために製造し、あるいは外観設計上の専売特許製品を販売してはならない。

第12条 如何なる所属機関又は個人といえども他人の専売特許を実施に移すには、本法第14条に規定するもののほか、すべて専売特許権者と書面上の実施許可契約を定め、専売特許権者に特許使用料を支払わなければならない。被許可者には、契約で規定する以外の如何なる所属機関又は個人にも、同専売特許の実施を許可する権利がない。

第13条 発明の専売特許申請公布後、申請者はその発明を実施に移す所属機関又は個人に適当な費用の支払いを要求できる。

第14条 国務院の関係主管部門と省、自治区、直轄市の人民政府は国家計画に基づき、本系統内のあるいは所轄管内の全民所有制部門で所持する重要な発明創造の専売特許を指定する所属機関で実施させる許可決定権をもち、実施に移す所属部門が国家の規定により専売特許権を持つ所属部門に使用料を支払う。中国の集団所有制部門と個人の専売特許で、国家の利益又は公共の利益に重大な意義をもち、普及応用を必要とするものに対しては、国務院の関係主管部門が国務院に報告、認可の後、上項の規定を参照して処理する。

第15条 専売特許権者には、その専売特許製品又は同製品の包装に専売特許のマークと番号を明記する権利がある。

第16条 専売特許権の所有機関又は所持する機関では、職務上発明創造した発明者又は設計者に奨励のための名誉、賞状、賞品、賞金などを与え、発明創造の特許が実施に移された後、その普及応用の範囲と得た経済的効果により、発明者又は設計者に奨励のための名誉、賞状、賞品、賞金などを与えねばならない。

第17条 発明者又は設計者には、専売特許の文書に自身が発明者であり、設計者であると明記する権利がある。

第18条 中国に常時住所又は営業所のない外国人、外国の企業あるいは外国のその他の団体が中国での専売特許を申請すれば、その所属国家が中国と締結した協約あるいは共に参加する国際条約に照らし、あるいは相互互惠の原則に照らし、本法によって処理する。

第19条 中国に常時住所又は営業所のない外国人、外国の企業あるいは外国のその他の団体が中

国で専売特許及びその他専売特許業務の処理を申請すれば、中華人民共和国国務院の指定する専売特許代理機関に委託し処理しなければならない。

中国の所属機関又は個人が国内で専売特許及びその他専売特許業務の処理を申請するには、専売特許代理機関に委嘱し処理できる。

第20条 中国の所属機関又は個人がその国内で完成した発明創造の外国での専売特許を申請するには、まず最初専売特許局へその特許を申請するとともに、国務院の関係主管部門の同意を得た後、国務院の指定する専売特許代理機関に委託し処理しなければならない。

第21条 専売特許申請の公布又は公告前、専売特許局の担当者及び関係要員はその内容に対して秘密保全の責任を負う。

第2章 専売特許権授与の条件

第22条 専売特許権を授与する発明及び実用新案は斬新性、創造性及び実用性を具備しなければならない。

斬新性とは、申請日以前同様の発明又は実用新案が国内外の出版物に公然と発表され国内で公然と使用され、あるいはその他の方法で公衆に知らされたこともなければ、同様の発明又は実用新案が他人によって専売特許局へ申請され、かつ申請日以後公布する特許申請文書にも記載されていないものを指す。

創造性とは、申請日以前の己有の技術に比べ、その発明がきわだった実質的特徴と顕著な進歩性を持ち、その実用新案が実質的特徴と進歩性をもつものを指す。

実用性とは、その発明又は実用新案が十分製造又は使用でき、かつ十分生産でき、積極的効果のあげられるものを指す。

第23条 専売特許権を授与する外観上の設計は、申請日以前国内外の出版物に公然と発表され、又は国内で公然と使用されている外観上の設計と同様又は近似するものであってはならない。

第24条 専売特許申請の発明創造で申請日前6カ月以内に、情記状況の一つに該当するものは、斬新性を喪失しない。

1. 中国政府の主催又は認める国際展覧会にはじめて出品したもの。
2. 規定された学術会議又は技術会議ではじめて発表されたもの。
3. 他人が申請者の同意を得ないでその内容を洩らしたもの。

第25条 下記各項に対しては、専売特許権を授与しない。

1. 科学上の発見。
2. 智力活動の規則と方法。
3. 疾病の診断と治療方法。
4. 食品、飲料と調味料。
5. 薬品と科学的方法で得た物質。
6. 動物と植物の品種。
7. 原子核変遷方法で得た物質。

上記第4項から第6項までに列挙する製品の生産方法については、本法の規定に照らして専売特許権を授与できる。

第3章 専売特許の申請

第26条 発明又は実用新案の専売特許申請には、請求書、説明書及びその摘要と権利要求書などの文書を提出しなければならない。

請求書には、発明又は実用新案の名称、発明者又は設計者の姓名、申請者の姓名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。

説明書には、発明又は実用新案についてははっきりした完璧の説明を加え、技術分野に所属する技術者が十分正確に実現できねばならず、必要な場合付図をつけなければならない。摘要には発明又は実用新案の技術的要点を簡単明瞭に説明しなければならない。

権利要求書には、説明書をよりどころとして、専売特許の保護要求の範囲を説明しなければならない。

第27条 外観設計の専売特許申請には、請求書及びその外観設計の図面又は写真などの書類を提出しなければならない。また、その外観設計を使用する製品及びその所属する類別を明記しなければならない。

第28条 専売特許局では専売特許申請文書の受領日を申請日とする。もし申請文書が郵送されれば、郵便局の受付日を申請日とする。

第29条 外国人申請者が、同一発明又は実用新案につき外国で最初に専売特許申請を提出した日から12カ月以内、又は同一外観設計につき外国で最初に専売特許申請を提出した日から6カ月以内に、再び中国で申請を提出すれば、その所属国家が中国と締結した協約又は共

に加入する国際条約に照らし、あるいは優先権相互承認の原則に照らして、優先権を享有できる。すなわちその外国で最初に申請した日を申請日とする。

申請者の優先権要求は、本法第24条に列挙する状況の一つであり、優先権の期間はその状況の発生した日から起算する。

第30条 申請者が優先権を要求するには、申請の際書面でのメッセージを提出し、外国で申請を提出した申請日と同申請を受理した国家を明記し、かつ、3カ月以内にその国で受理した機関の証明する同申請文書の写しを提出しなければならない。書面でのメッセージを提出せず、また期限ぎれになっても文書を提出しなければ、優先権を要求しないと見なす。

第31条 1件の発明又は実用新案の専売特許申請は1種類の発明又は実用新案に限定しなければならない。一つの総体的な発明構想に属する2種類以上の発明又は実用新案は、1件の申請として提出できる。

1件の外観設計の専売特許申請は、1種類の製品に使用する一つの外観設計に限定しなければならない。同一種類別に用い、しかもセット販売し、あるいは使用する製品の2種類以上の外観設計は1件の申請として提出できる。

第32条 申請者は専売特許権を授与される前、その専売特許申請を随時撤回できる。

第33条 申請者はその専売特許申請文書について改訂できるが、もとの説明書に記載する範囲を越えてはならない。

第4章 専売特許申請の審査と認可

第34条 専売特許局が発明の専売特許申請を受領した後、一応の審査を経て本法の要求に合致すると認めれば、申請日から18カ月以内に公布される。専売特許局では申請者の請求によりその申請を早目に公布することができる。

第35条 発明の専売特許申請は申請日から3年以内、専売特許局で申請者の随時提出する請求に基づき、その申請に対する実質審査を行うことができ、申請者が正当な理由なく、期限をきれても実質審査を請求しなければ、その申請は撤回と見なされる。

専売特許局は必要と認める場合、発明の専売特許申請に対する実質審査を自ら行うことができる。

第36条 発明の専売特許申請者が実質審査を請求する場合、申請日前にその発明に関係ある参考資料を提出しなければならない。

発明の専売特許が外国ですでに申請され、申請者が実質審査を請求する場合、その国がその申請審査のため検査要求した資料又は審査結果の資料を提出しなければならない。正当な理由なく提出しなければ、その申請は撤回と見なされる。

第37条 専売特許局は発明の専売特許申請に対して実質審査を行った後、本法の規定に合致しないと認めれば、申請者に通告して指定する期限内での意見の陳述又はその申請に対する改訂を要求しなければならない。正当な理由なく期限を越えても回答しなければ、その申請は撤回と見なされる。

第38条 発明の専売特許申請が申請者の意見陳述又は改訂の後、専売特許局で依然本法の規定に合致しないと認めれば、当然却下される。

第39条 発明の専売特許申請が実質審査を経て却下の理由を発見しなければ、専売特許局で審査決定として公告するとともに申請者へ通知しなければならない。

第40条 専売特許局は実用新案と外観設計の専売特許申請を受領後、一応の審査を経て本法の要求に合致すると認めれば、この上実質審査を行わず、即時公告するとともに申請者へ通知する。

第41条 専売特許申請は公告の日から3カ月以内、如何なる人でも本法の規定に照らし、専売特許局へその申請に対する異議申立てができる。専売特許局は異議の写しを申請者へ送付しなければならない。申請者は異議の写しを受領した日から3カ月以内に書面での回答を提出しなければならない。正当な理由なく期限を過ぎても書面での回答を提出しなければ、その申請は撤回と見なされる。

第42条 専売特許局は審査を経て異議が成立すると認めれば、申請却下の決定を行うとともに、異議を唱えた者と申請者へ通知しなければならない。

第43条 専売特許局に専売特許再審委員会を設ける。申請者は専売特許局の申請却下の決定に対して不服であれば、通知を受けた日から3カ月以内に、専売特許再審委員会へ再審請求ができる。専売特許再審委員会では再審後、決定を下すとともに申請者へ通知する。

発明の専売特許申請者は専売特許再審委員会の再審請求却下の決定に対して不服であ

れば、通知を受けた日から3カ月以内に、人民法院へ起訴することができる。

専売特許再審委員会が実用新案と外観設計に関する申請者の再審請求に対して行う決定は、最終決定である。

第44条 専売特許の申請に異議がなく、また審査を経て異議不成立のものに対し、専売特許局は専売特許権授与の決定を行い、専売特許証書を支給するとともに、関係事項を登記し公告しなければならない。

第5章 専売特許権の期限、終止と無効

第45条 発明専売特許権の期限は15年とし、申請日から起算する。

実用新案と外観設計の専売特許権の期限は5年として、申請日から起算し、期限満了前専売特許権者には引続き3年の延長が申請できる。

専売特許権者は優先権を享有し、専売特許権の期限は、中国で申請した日から起算する。

第46条 専売特許権は専売特許権を授与された年間手数料の納入を開始しなければならない。

第47条 下記情況の一つに該当すれば、専売特許権は期限満了前に終止する。

1. 規定通りの年間手数料を納入していない。
2. 専売特許権者が書面によるメッセージでその専売特許権を放棄した場合
専売特許権の終止は、専売特許局が登記し、公告する。

第48条 専売特許権が授与された後、如何なる所属機関又は個人といえどもその専売特許権の授与が本法の規定に合致しないと認めれば、専売特許再審委員会に同専売特許権の無効宣告を請求できる。

第49条 専売特許再審委員会は専売特許無効宣告の請求につき審査を行って決定を下すとともに請求者及び専売特許権者に通知する。専売特許権無効宣告の決定は、専売特許局が登記し公告する。

専売特許再審委員会の発明専売特許権無効宣告又は発明専売特許権維持の決定に不服であれば、通知を受けた日から3カ月以内に、人民法院へ起訴できる。

専売特許再審委員会が実用新案と外観設計専売特許権の無効宣告請求につき行う決定は最終決定とする。

第50条 無効を宣告された専売特許権ははじめから存在しなかったものと見なす。

第6章 専売特許実施の強制許可

第51条 専売特許権者は自ら中国でその専売特許製品を製造し、その専売特許方法を使用し、又は他人に許可して中国でその専売特許製品を製造し、その専売特許方法を使用する義務を負う。

第52条 発明及び実用新案の特許権者が専売特許権の授与された日から満3年、正当な理由なく、本法第51条に規定する義務を履行しないと、専売特許局は実施条件を備える関係機関の申請に基づき、同専売特許実施の強制許可を与えることができる。

第53条 1種類の専売特許権を取得した発明又は実用新案が、以前すでに専売特許権を取得した発明又は実用新案に比べ技術的にも進歩しており、その実施にも以前の発明又は実用新案の実施に頼るとすれば、専売特許局は後の専売特許権者の申請に基づき、前の発明又は実用新案実施の強制許可を与えることができる。

上記の規定に照らし実施の強制許可を与える情況下、専売特許局は前の専売特許権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案実施の強制許可を与えることもできる。

第54条 本法の規定に照らし実施の強制許可を申請する関係機関又は個人は、合理的条件をもって専売特許権者と実施許可契約が締結できなかったという証明を提出しなければならない。

第55条 専売特許局が行う実施の強制許可を与える決定は、登記され公告されなければならない。

第56条 実施の強制許可を取得した関係機関又は個人は、独占的实施権を享有せず、かつ、他人にその実施を許可する権限がない。

第57条 実施の強制許可を取得した関係機関又は個人は、専売特許権者に合理的な使用料を与えるべきであり、その金額は双方が相談の上決定するが、双方で合意が得られなければ、専売特許局が裁決する。

第58条 専売特許権者は、専売特許局の実施の強制許可に関する決定、又は実施の強制許可に関する使用料の裁決に不服であれば、通知を受けた日から3カ月以内に人民法院へ起訴できる。

第7章 専売特許権の保護

第59条 発明又は実用新案専売特許権の保護範囲は、その権利要求の内容をもって基準とし、説明書及び付図は権利要求を解釈するのに使用することができる。

外観設計専売特許権の保護範囲は、図面又は写真で表示する同外観設計の専売特許製品をもって規準とする。

第60条 専売特許権者の許可を得ないで、その特許権を侵害する行為に対し、専売特許権者又は利害関係にある者は、専売特許機関にその処置を請求でき、また人民法院へ直接起訴することもできる。専売特許管理機関では処置する際、権利侵害者に越権行為の停止を命令するとともに、損失を賠償させる権利がある。当事者は不服であれば、通知を受けた日から3カ月以内に人民法院へ起訴することができる。期間内に起訴せず、また履行しなければ、専売特許管理機関で人民法院に強制執行の請求ができる。

権利侵害の紛争が発生した際、もし発明の専売特許が1種類の製品の製造方法であれば、同様の製品を製造する関係機関又は個人はその製品製造方法の証明を提供しなければならない。

第61条 専売特許権侵害の訴訟は時効2年とし、専売特許権者又は利害関係にある者が知り得た日、あるいはその越権行為を当然知り得たとする日から起算する。

第62条 下記情況の一つに該当するものは専売特許権の侵害と見なさない。

1. 専売特許権者が製造し、又は専売特許権者の許可を得て製造する専売特許製品が売出された後、その製品を使用し又は販売するもの。
2. 使用し又は販売するのに、専売特許権者の許可を得ないで製造し売出された専売特許製品であることを知らないもの。
3. 専売特許申請日以前、すでに同じ製品を製造し、同じ方法を使用し、あるいはすでに製造、使用のための必要な準備を十分実施し、しかも従来範囲内だけで製造、使用を継続するもの。
4. 中国の領土、領海、領空を一時的に通過する外国の輸送手段で、その所属国が中国と締結する協約又は共に加入する国際条約に照らし、あるいは相互互惠の原則に照らし

て、輸送手段そのものの必要性のために、その装置及び設備の中で使用する専売特許関係のもの。

5. もっぱら科学的研究と実験のために使用する専売特許関係のもの。

第63条 もし他人の専売特許を犯せば、本法第60条の規定に照らして処理し、情況の重大なものは、直接責任者に対し刑法第127条の規定により刑事責任を追究する。

第64条 本法第20条の規定に違反して、外国で専売特許を勝手に申請し、国家の重要な機密を漏洩したものには、所在関係機関又は上級の主管機関が行政処分を与え、情況の重大なものには、法により刑事責任を追究する。

第65条 発明者又は設計者の非職務上の発明創造専売特許申請権及び本法規定のその他の權益を横領すれば、所在関係機関又は上級の主管機関が行政処分を行う。

第66条 専売特許局の職員及び関係ある政府職員が私利私情にほだされて法律を悪用すれば、専売特許局又は関係主管機関が行政処分を行い、情況重大であれば、刑法第188条の規定に照らして刑事責任を追究する。

第8章 付 則

第67条 専売特許局へ専売特許を申請し、その他の手続を処理するには、規定による費用を納入しなければならない。

第68条 本法の実施細則は専売特許局が制定し、國務院での批准後施行する。

第69条 本法発明創造1985年4月1日から施行する。

7 中日協力建設計画草案

上海水産品加工技術開発センターの中日協力建設計画草案

“上海水産品加工技術開発センター”は、中国水産系統の水産品加工業の連合技術開発機構であり、また研究実験および中型にまで拡大した具体的設備をもち、組織に責任をもって、関係ある技術力を調整する。水産品加工面の技術開発の研究を展開し、科学研究、生産を応用してこれらを緊密に結びつけて、科学技術を生産力に転換し、国外の先進技術を導入し、さらにこれを消化吸収して、中国水産加工の科学技術の進歩を促進する。

“水産加工センター”の研究方向は水産食品を主とし、また応用技術を主とするとともに開発研究を主に行う。これにより、その主要研究任務は生産品の生産技術に着手するうえ、さらに生物化学、微生物学、発酵工程、化学工程等の基礎理論から出発して、原料および生産品の技術特性を研究して、最良の技術条件を獲得して、最も優れた生産品の質を保証する。

研究内容：短期的には、あじ、黒貝、こんぶ及び淡水魚を原料として、水産食品を開発し、また食品加工中の食べられない部分を総合利用して、副産品を研究製造する。長期的には中国の海洋、淡水養殖及び遠洋漁業の発展にもとづいて、各種貝類、甲殻類、藻類の利用のように、研究の対象および生産品の品種を次第に拡大する。

現在、本項目の技術協力項目の協議書（議論の記録）の署名発効以後、“水産加工センター”の建設が完成する前は、上海魚品工場研究室の現有の条件をまず利用し、次いで以下の課題について、中日双方の専門家がまず協力して、作業を展開する意向である。これらの課題は、下記のとおりである。

番号	課 題	内 容	説 明
1.	さば、あじの 食品研究	上層に脂肪の多い魚を利用して、数種の食品を研究生産する。	さば類の試作製品は、工場生産に適合し、その風味と価格はすべて日常おかずにする副食品のレベルに適合できなければならない。
2.	こんぶの食品 研究製造	中国産の乾燥こんぶを原料として、数種の食品を研究製造する。	工場の化学的生産に適した日常おかずにする副食品レベルの食品を製造する。
3.	水産調味料	魚、えび及び加工中の廃棄部分を利用、またはかに類を原料として、特定の風味をもつ調味料を研究製造する。	直接風味あるスープを作り、あるいは、模擬食品の特定風味の調味料とする。

番号	課題	内容	説明
4.	模造かに肉	ふぐを利用して原料とし、模造かに肉の風味ある製品を研究製造する。	
5.	海洋牛肉 (マリンビーフ)	海洋の中、上層で多く捕獲できる魚類、または、体型がかなり小さな雑色魚類を利用して特定の風味ある製品を研究製造する。	中国の消費習慣と消費レベルに適合した製品を製造しなければならない。

以上の課題の内容にもとづいて、日本側は、2名の水産加工専門家を派遣して、中国側のこれに相応する人員と共同作業して、研究製造を実施する。これとともに、共同課題の需要にもとづいて、日本側は先ず作業の進行に役立つよう、一部の設備器材、図書資料（協力課題の協定をした後、さらに詳細な具体的計画を補充する）の提供を開始されたい。中国側は2名の水産加工専門の科学技術者を日本に派遣研修させる予定である。1名は多脂肪魚類の利用に関する課題を研修し、他の1名は“模造食品”面の“人造かに肉”の技術、かに風味の調味料の研究、製造及びその他の風味の食品学を研修する。日本の研修を通じて、この方面の学術レベルを高め、今後“水産加工センター”の研究作業に連動させるのに都合良いようにしたい。

1984年11月

上海市水産情況

上海市の水産総生産高は近年来、1年当り18～21万トンであり、海洋漁獲高（近海、投網作業を主とする）は年産約15～19万トンである。そのうち、さばは年産1.5～2万トンで、4万余トン増加した。ふぐの生産量は安定せず、漁獲高の大きい時は4～6万トンで、漁獲高の低い時は1年当り僅か1万余トンである。同時に上海の淡水漁業も発展しており、現在淡水産品は2万余トンで、上海市水産品総生産量の大体10～15%を占め、養殖面積は37万余アールに達し、そのうち、池の面積は約9万余アールである。

表1

項 目	計 量	1 9 8 3 年	1 9 8 2 年	1983比1982
	単 位	実 際 数 量	実 際 数 量	増(+)或減(-)(%)
一、水産品総産量	屯	184,074	214,892	- 14.3
(一) 海水産品	"	156,542	192,851	- 18.8
其中：養殖	"	202	52	+ 288.5
捕獲	"	156,340	192,799	- 18.9
(二) 淡水産品	"	27,532	22,041	+ 24.9
其中：養殖	"	23,276	17,221	+ 35.2
捕獲	"	4,256	4,820	- 11.7
二、水産養殖面積総計	万アール	37.67	32.82	+ 14.8
(一) 海水養殖合計	"	0.33	0.11	+ 200.0
(二) 淡水養殖合計	"	37.34	32.71	+ 14.2
其中：池 塘	"	8.90	6.56	+ 35.7

上海市の1983年の18.4万トンの水産品総生産量の構成は、養殖と漁獲によって区分し、養殖品は2.3万トンで、12.8%を占め、漁獲品は16.1万トンで87.2%を占める。海洋及び淡水によって区分すれば、海産品は15.65万トンで、85%を占める。淡水産品は2.75万トンで15%を占める。海産品中99.9%は捕獲品であり、淡水産品中養殖品は84.5%を占める。品種区分によれば表2のとおりである。

表2

項 目	計 量 単 位	1 9 8 3 年	1 9 8 2 年	1 9 8 1 年
上海市水産物総生産量	万 屯	1.8.4	2 1.5	1 9.0
一、 魚 類	"	1 7.5	2 0.5	1 7.9
(一) 海 水 魚 類	"	1 4.8	1 8.4	1 6.1
其中：大 黄 魚	"	0.1	0.2	0.2
インモチ	"	0.3	0.1	0.6
タチウオ	"	5.1	4.5	3.9
サ バ	"	4.5	2.8	1.4
ア ジ	"	/	/	0.3
フ グ	"	1.2	7.2	5.5
イ カ	"	0.1	0.1	0.1
(二) 淡 水 魚 類	"	2.7	2.1	1.8
二、 エ ビ、 蟹 類	"	1.0	1.0	1.1
三、 貝 藻 類	"	/	/	/

*いかは、頭足類の軟体動物に属するが、習慣上統計は“魚類”の生産品中に入れた。加工利用面において、上海市も全国と類似しており、鮮魚販売はかなり大きな比重を占めている。1980年を例にとれば、総生産量19.0万トン中、鮮魚類の販売は10.5万トンで55.3%を占める。；冷凍は4.1万トンで21.6%を占める。かん詰及び調理食品加工用原料は2.04万トンで10.7%を占める。塩漬け、乾燥製品用原料は1.19万トンで、6.3%を占める。例えば魚粉原料1.14万トンのごときは6.0%を占める。そして凍結品はやはり魚が多くとれない季節は、市場販売に向け、主に供給との均衡を図る。これがため、上海の水産品加工は、さば、ふぐ及び淡水魚類を主要対象とする。

1984年11月

8 現在の農村経済政策についての若干の問題

現在の農村経済政策についての若干の問題

(概要)

人民人報通信。中国共産党中央委員会は、本年始め「現在の農村経済政策の若干の問題」(すなわち1983年1号文件)を發表し、各地に通知して試行草案とするとともに、広範囲にこれに対する意見を求めた。ここに本紙は、その概要を下記のとおり發表する。

共産党第12次全国代表大会は、社会主義近代化建設の新局面を全面的に展開し、本世紀末までに全国農工業の年間総生産額を2倍にする偉大な目標を達成するよう努力し、さらに農業の発展はこの偉大な目標を実現する戦略的重点のひとつであると述べた。全党、特に農業戦線の同志たちは、この光栄に輝き、しかもきわめて大きな使命をしっかりと担って行かなければならない。

党の第11次3中全会以来、わが国農村では多くの重大な変化が生じた。そのうち、最も深い影響を与えたのは、多種類の形式の農業生産責任制を一般に実行して、連合生産請負制がますます主要な形式となることである。

連合生産請負制度は、統一経営とか分散経営とを結び合わせる原則をとり入れ、集団の優越性と個人の積極性を同時に発揮できる。この制度を一步進めて完全にし、また発展させることは、必ず農業社会主義合作化の具体的道路にするとともに、また我が国の目標に一致するものである。これは、党の指導のもとにおけるわが国農民の偉大な創造であり、マルクス主義農業合作化理論のわが国の実践における新しい発展である。

連合生産請負責任制および各項の農村政策の推進は、わが国農業生産が長期にわたって前進しない局面を打破し、農業の自給、半自給の経済から、かなり大規模な商品生産制化、伝統的農業から近代化農業への転化を促進した。このすう勢は、わが国農村の経済的復興が一層早く到来することを示しており、したがって党の12大戦略目標の実現に一層有利な条件を提供する。現在その方向はすでに明確であり、その道路はすでに開通し、人民大衆は現在前進している。我われが直面している主な問題は、かなりの同志がこの歴史的変革に対して、十分な思想的準備を欠いているが、これは上部の建築の改革が、経済的基盤の変化の必要に追いつけないのと同様である。

このような状況がもし改変されなければ、農民はすでに高まってきた積極性が再びくじけ、傷つくであろう。また活躍しだした農村経済は窒息してしまうかもしれない。党および政府のそれぞれの部門、各級指導幹部は皆、下記の事項に努力しなければならない。思想をさらに解放し、一層大胆に改革し、また仕事を堅実に行って心からの情熱をもって、積極的に人民のため服務し、底層階級のため服務し、また生産に勤務する。党の12の確定した路線の方針および政策をまじめに実施し、8億の農民および広範な知識分子にたよって、高度な物質文明および高度な精神文明をもつ新農村を建設するため、貢献し、農村の社会主義事業をさらに繁栄し、向上させる。

(一) 今世紀末までに、全国農工業、年間総生産額を2倍にするという任務と国家の規定する農業発展の指導の実現を達成するため、各地はすべて、本地区の資源条件および経済技術条件にもとづいて自己の農業発展計画を定め、あわせて有力な対策をたて、実現を保証しなければならない。

農業の発展目標を実現するには、必ず人口の増加を嚴重に注意し、天然の資源を合理的に利用し、良好な生活環境を保持しなければならない。このような前提のもとに、農業の経済機構を改革し、限界ある耕地を利用し、集約的経営を実施して、大量の余剰労働力を多種類の経営の広大な領域に移動させる。経済的管理体制を改革し、経済的活力を発揮して、商品生産の日ごとに発展する活動的な局面を開いて、農業に対する技術的改造を引き続いて実行し、農業の生産条件を改善する。さらに農業科学技術および教育工作を強化して、農業にひとつのかなり先進的な物資、技術的基礎をもたせなければならない。これを概括的に言えば、我が国の国情にもとづいて、逐次農業の経済機構を改革し、体制の改革および技術改革を実現し、中国の特色をもつ社会主義農業発展の一すじの道路を歩まなければならない。

(二) 我が国農村は、農林、牧畜、また漁業を副業として全面的に発展し、農工商の総合的経営の道路を歩んで、はじめて農業の良い環境を保持し、経済効果を高めることができる。また工業の発展と、都市農村の人民の需要を満足することができ、農村の余剰能力をその土地を離れても、農村を離れさせないようにし、多くの部門の経済機構を設立し、また農民生活を豊かにして、農村の状況を変え、空の星、盤上の基石のように一面に分布する小型の経済文化の中心を建設し、次第に農業、工業の差別、および都市農村の差別を縮小する。

この数年、食糧生産を決してゆるめず、積極的に多種類の経営を発展しようとの正確な方針にもとづいて、農業機構に対して、調整を行ってきたが、その効果は顕著なものがある。我が国の人口は多いが耕地は少ない。食事をすることは、ずっと今までも最も重大な事柄であった。食糧は我が国人民の主食であり、また食品工業、飼料工業の重要な原料である。全体からみれば、食糧問題を解決するには、必ず自力更生の基礎のうえに建設しなければならぬ。これがため、食糧生産は大いに努力して、適当な食糧生産の耕地に食糧の種子を保証し、食糧総生産の安定した増加を実現しなければならない。同時に適当な耕地に経済的な作物の種をまき、耕して種を植えるのに適さない土地は、林業牧畜、または漁業を行うよう合理的に手配しなければならない。広大な土地、丘陵、草原および水面、海域、海辺については、計画的に開発建設して、畜産品、水産品、林産品、多年性植物の食用油、果物等の食品および工業用原料を増産しなければならない。どのような生産であろうとも、すべて高単位の生産量を高め、経済効率を高めるよう方法を講じなければならない。我が国の牧畜業は、特に牛羊等の草食動物から発展しており、その潜在力は非常に大きい。食糧を越えることはできず、牧畜業は、発展する方法がないとの見方は実際と一致していない。科学的牧畜を実行し、飼料工業を充分に行いさえすれば、飼料資源を合理的に利用し、また非常に長い時間を要せずに、肉、卵、牛乳等

の動物性食品の生産を倍増できる。牧畜業を發展させ、農林牧畜業の結びつきを達成すれば、かえって農業生産を促進できる。

ずっと以前から農業生産品は都市まで遠距離輸送して加工してきたが、農村の原料を生産する状況は、たゞ農業生産品に不必要な損耗浪費させるばかりでなく、農村労働者の就業範囲、および農産品の総合利用の効果を制限してきた。これは漸次計画的に改変しなければならない。今後新たに増加した農業生産品の加工能力は、みなできるだけ原料産地に接近させなければならない。農民の販売を完了した後の余剰農産品は加工及び販売を行うよう許可し、農産品は何回も利用し、農民の収入を増加させなければならない。しかし、統一的に計画し、手配するよう注意し、国家財政の収入と購入販売計画の完成を保証しなければならない。

(三) 農業生産の責任制を安定し、また完全にすることは、やはり現在の農村工作の主要任務である。

連合生産、請負責任制の迅速な發展は決して偶然なものではなく、これは農家または小グループを請負単位として、農民の自主権を拡大し、小規模經營の長所を發揮し、管理過程の過度の集中、労働の“大声で叫ぶ”と平均主義の弊害を克服した。また、従来の合理化の積極的成果を受け継ぎ、土地等の基本生産財の公有制とある統一經營の職能を堅持し、多年來の新形成の生産能力を一層發揮させた。このような分散經營と統一經營の結びついた經營方式は広範な適応性があり、現在の手工業労働を主とする状況と農業生産の特徴に適応できるばかりでなく、また農業近代化の過程における生産力發展の需要に適応できる。このような經營方式のもとで、一戸ごとの請負家庭經營は、たゞ合作經濟中のひとつの經營の段階であるばかりでなく、一種新型の家庭經濟である。これは過去の私有制の個人經濟と本質的な區別があり、混合してはならない。これがため、大衆がこのような方法の実行を要求しているところでは、積極的に支持しなければならない。当然、大衆がこのような方法の実行を要求しないところでは、これを無理に強制してはならない。一貫して多種類の責任制形式の同時共存を許可すること。

連合生産請負責任制のかぎは、請負を通して、統一と分割との関係を良く処理することである。例えば、あるところでは、農業を副工業とする各業種は統一經營の基礎の上に、“專業は請負とし、衣食を分配する”との方法を実行した結果、効果は非常に良かった。各戸經營を主とする人民公社隊は、生産發展の必要にともなって、相互利益の原則にもとづいて、公社員が統一して行わなければならないことがら、機械工作、水利、植物保護、防疫、各種の製造、各種の配分等は、すべて統制して手配を計画し、統制管理して、別々に請負、制度を設立し、農家の服務としなければならない。

林業、牧畜業、漁業、荒山の荒廃した水利の開発、およびその他の多種の經營の方向は、すべて大いに努力して連合生産、請負責任制を設立すること。

請負契約性を設立し、健全に行うこと。これは農業生産責任制を完全にする重要な段階であり、また国家、団体、個人の三者の関係を、正確に処理するのに有利であり、国家の農産品の

調達について、農民の生産資料、生活資料に対して供給を結びつける。

経営管理を強化し、財務制度を設立して、健全にする。このほか、あるところでは土地の配分が妥当さを欠き、土地改良等の土地に対する加工投資の措置が不足し、困難な農家支援の方法が着実でなく、幹部の工場の責任制が不健全で、幹部の待遇および各業務の報酬が不合理であるとの問題は、できるだけ早く是正しなければならない。

四) 商品生産の需要に応じて多種多様の合作経済を発展する。近年来、多種経営の展開および連合生産請負制の設立にともなう、請負專業農家と自営專業農家を含む、多数の專業農家（重点農家）が出現した。これにより商品生産者のかたちも出現し、経済効果を求め、細かなばらばらの資金と労力を充分に利用し、農村の各種熟練者の働きを発揮して、生産の專業、分業と多様化の経済的連合を促進した。経済的連合は、商品生産発展の必然的な要求であり、また社会主義近代化農業建設の必ず通らなければならない道である。

現在、各生産の生産前、生産後の社会化服務、例えば、購入販売、加工、貯蔵、運輸、技術、通信、信用貸付等各方面の服務は、すでに広大な農業生産者の緊急な需要となった。このような客観的需要にこたえることは合作経済もやはり、これらの領域に向かって伸展し、また絶えず、自身の形式と内容を豊富にするであろう。

ずっと以前から、“左”傾きの誤った影響のため、かなり間違った考え方が流行していた：ひとたび合作について話せば、たゞ全部の生産財を統合するだけで、一定の範囲の家庭経営を保留することを許さない。合作について話しても、たゞ労働に応じて配分し、出資金の利益配当をせず、生産合作に限定するだけで、生産前、生産後のある段階の合作を排斥し、地区による組織に限定し、所有制の等級を迫る過渡的手段をとり、ある地区にまたがった多層の連合を許可しない。これらの実際のわくをはなれたものは、現在大衆の實踐によって打破され始めた。

我が国農村の情況によれば、異なった地区、異なった生産種数別、異なった経済条件のもとで、合作経済の生産資料公有化の程度、労働による配分方式、および合作の内容と形式は、いずれの場所であっても、各自の優れた点を保持できる。例えば労働の連合を実行すると同時に、また資金的連合を実行し、さらに個人の生産財の所有権の条件のもとに、あるいは家庭経営方式を保留する条件のもとに連合し、生産合作のほか、さらに供給販売、保管輸送技術服務等の段階における連合は地域によって連合でき、また地域にまたがって連合できる。どのような種類の連合であろうとも労働者間の自ら希望する相互利益の原則を守りさえすれば、国家の計画指導を受け、民主管理制度をもち、公共の保留をもち、集団所有となる累積がある。また労働に応じた分配を実施し、労働に応じた分配を主として、又同時に一定の割合の設備資本金の配当がある。すなわち、すべて社会主義合作経済となる。このようにして、経済発展の必要にもとづいて、自然にまた少しも無理することなく、多種の形式、多種の段階の経済的連合を通じて、多くの分散した生産者を連合して、これをひとつの社会主義経済の有機的組成部

分とする。

- (5) 人民公社の体制は、二つの面から改革を実施しなければならない。これはすなわち、生産責任制、特に連合生産請負制を実施し政治社会の区分類を実行することである。

政治、社会一般の体制を、急いで政治社会の区分設立に改め、ひとかたまりずつ改める準備を、充分に行わなければならない。政治社会がまだ区分成立しない以前は、人民公社隊は、まじめに負担しなければならない行政的職能を負担し、政権工作の正常な進行を保証しなければならない。政治、社会の分設後、基層の政権組織は、憲法にもとづいて、設立する。

人民公社の本来の基本計算単位は、生産隊または大隊であり、連合生産請負制を実行した後、あるものは統一経営を主とし、あるものは個別経営を主とする。彼らは依然として、労働大衆集団所有制の合作経済である。その管理機構は必ず国家の計画指導によって、ある生産項目を手配し、販売任務の完成を保証し、集団の土地等の基本生産資料およびその他の公共財産を管理し、公社員のため、各種のサービスを提供しなければならない。土地を良く経営するため、このような地区的な合作経済組織は必要である。その名称、規模および管理機構の設置は、大衆が民主的に決定する。本来の公社1級および非基本計算単位の大隊を廃止するか、または経済連合組織として保留するかは、具体的な情況にもとづいて、大衆と協議して決定する。公社の1級の各種事業機構、原有の事業費は通常どおり支給する。

現有の人民公社隊企業は、農業生産の経済力を支持するばかりでなく、農民の多種経営のため、サービスを提供でき、体制改革中において真剣に保護し、決して弱体化したりせず、勝手に破壊したり、分散したりしてはならない。公社隊企業もやはり合作経済であり、努力して良く実施し、ひき続いて充実発展しなければならない。まじめに調整および整理し、民主管理と大衆の監督を強化して、多種類の形式の生産責任制を設立する。ある企業は、經理（工場長）の請負責任制を試行するが、工場長の請負責任制は基本的に次のとおりである。すなわち、企業の所有権および企業の積立は集団に属し、工場長は集団授權範囲と請負期限内に、企業業務を全権処理する。工場長の報酬は優遇し、または超過利潤は特別配当を行う。任務が完成しなかったり、または損失を生じたときは、工場長はこれに応じて報酬を下げるとか、または一定の割合で損失を負担する。この種の請負を実行するときは、少数の人が権力を振り回して独断する現象が発生するのを、妨げなければならない。

- (6) 我が国は社会主義国家であり、搾取制度の存在を許してはならない。しかし、我われは、またひとつの発展途上の国家である。特に農村においては、生産力の水準はかなり低く、商品生産は発達しておらず、資金、技術、労働力にある程度の流動と多種方式を結合させることは、社会主義の発展にとって有利なものである。これがため、農村に新しく出現するある経済現象に対しては、区別して対処しなければならない。例えば、農家と農家間の労働者の融通し合い、労働能力を失ったもの、または労力不足による生活維持のための臨時労働者の要請、合作経済間の季節工、または専業工、技術工等の要請は、すべて大衆間の労働互助；技術協力です

べて許可できる。農村の個人商工業家族および栽培養育業の働き手、手伝い、下働きの請求は「國務院の都市の非農業個人經濟若干の政策性に関する規定」を参考として、実施を許可すること。

農民個人、または連合して購入する副産品加工機具、小型トラクターおよび小型モーター・ボートは生産および輸送従事者にとって農村の商品生産の発展、農村經濟の活性化に有利なものであり、許可すること。大・中型のトラクターおよび自動車は現段階で原則上、必ずしも個人の購入を禁止しない。各地は現地の情況と燃料の供給可能性にもとづいて、購入販売方法を規定すること。国営企業事業単位は、更新しなければ、古い自動車を農民に販売してはならない。

(七) 我われは現在ちょうど都市農村社会主義商品生産の大發展期に来ているが、商品の流通を活発にし、商品生産の發展を促進するため、計画經濟を主として、市場調節を補助的方針として購入販売政策を調整し、国営商業体制を改革し、合作商業發展の手をゆるめ、個人商業の發展を適当に行い、国営商業を主導とし、多種の商業經濟の形式と共存を実現し、都市農村の分割および地区の封鎖を打破し、流通の路を広く開かなければならない。

第1 農業副産品の購入販売政策を調整する。重要な農業副産品に対して実行する統制購入販売は、完全に必要なものであるが、品種が多過ぎてはならない。今後、関係する民主国家計画の少数の重要農産品に対しては、統制購入および統制販売を実行し、農民の統制販売任務後の生産品（食糧を含み、綿花は含まない）は、多数の傾倒の經營を許可すること。国営商業は、積極的に交渉による購入、交渉による販売業務を展開し、市場調整に参加すること。供給販売組合および農村その他の合作商業組織、その他の合作商業組織は活発に購入販売ができる。農民個人も經營でき、都市に入ったり、県、省を出ることができる。購入販売する農業副産品の外国輸送は、輸出単位が審査する。買付け任務以外の農業副産品の購入販売価格は、上下することができる。

第2 ある緊急に良く売れる商品に対して統一買付けを実施するとき、一般に全額買付けの方法をとってはならない。買付け基本数を確定できるものはすべて基本数を決定し、生産者が一定の生産品の処理権をもつのに都合が良いよう数年は変更しないこと。逐次購入販売の契約制を推進すること。契約にひとたび調印すれば、厳格にこれを守らなければならない。

第3 合作商業の發展、すでにある合作商業組織、例えば農工商連合会公司、人民公社隊の企業生産品經濟部、貿易倉庫等は農村經濟の活性化を図り、また都市農村の物資交流を促進中、積極的に動きだした。しかし、かなりの問題があるので整理して、良いところは残し、悪いところは除いて、引続いて發展させなければならない。

低下層の供給販売協同組合は、合作商業の性質を回復し、また經營範圍、および勤務の領域を拡大し、次第に供給販売、加工、貯蔵、運輸、技術等の総合サービスセンターとしなければならない。供給販売協同組合の試行を行う場所のない地区も、試行を行うよう大いに努力する

こと。すでに試行を行った地区は、経験を総まとめして、さらに業務を展開すること。國務院の關係部門は直ちに、購入販売協同組合体制改革の具体的法案に着手して真剣に実施を手配して、できるだけ早く、着実に全国範囲にわたって、この改革を達成するよう努力すること。

第4 農村の個人商業および各種サービス業は、經營を活発に行い、大衆に便宜をはかり、適切に發展させ、また必要な支援を与えなければならない。農民個人、または共同で長距離の販売輸送を実施するのは、農業副産品の販売拡大に有利であり、生産地の滞貨、販売地の商品不足という矛盾を解決するのに有利であり、許可しなくてはならない。しかし商工業の登録をし、法律にしたがって納得しなければならない。また販売輸送の任務完了後に限り、農業副産品の市場への出荷を許可する。

第5 国営商業は、農民の日ごとに増大する需要にもとづいて、工業品の農村向けを手配すると同時に、集団および個人商業が卸売りの場所に貨物を入荷するのを許可し、合理的な卸売りと小売り価格差、および地区による価格差が存在して、經營を有利にし、得になるところがあってもよい。

第6 農村の流通領域緩和政策をとった後、農民が国家、集団、個人の利益の“3方向の希望”について教育を行い、質および量に応じて国家への販売任務を完了、または大いに貢献して国家建設を支援して、市場への供給を保証する。同時に確実に市場管理を強化し、随時各種の違法行為を処理しなければならない。商工業行政管理部門、および徴税、物価、公安、交通運輸等の部門は、緩和政策の各項の規定にもとづいて従うのに都合良いよう關係管理条例を制定すること。

(ハ) 農業の技術的改造を引続いて実施し、農業の科学技術研究の推進体系と農村建設の人材養成の教育体系を設定し、また健全にして、我が国農村の經濟を日増しに完全な生産關係および不斷に進歩する技術的基礎のうえに、一層迅速な發展を獲得しなければならない。

我が国農業の技術的改造には自己の特徴がなければならない。一方では伝統的農業のもっている綿密に細かく工作し、エネルギー消費量を節約し、生態の均衡の維持等、すぐれた点を発揚するよう注意しなければならない。他の方面では、また農村の生産および建設の各方面で近代技術と先進的管理方法を吸収し、逐次農村に対する投資を増加しなければならない。新しく研究し、また我が国のあらゆる異なった地区において、機械化の方法を実行しなければならない。現在、小型、多用、質のすぐれた廉価の農業機械に重きを置いて、その土地に適應するように、水利、かんがいの条件を改善し、化学肥料の供給を増加し、土壌を改良し、土地利用率と労働生産率を高め、できるだけ早く、毒性が強く、効果の薄い農業を交代しなければならない。各種の農産品加工業、飼料工業、交通および郵便電気事業、貯蔵および乾燥設備、小型水力電気業、風力、メタンガス、太陽熱エネルギー等のエネルギー資源の開発はまた緊急性があり、努力して獲得しなければならない。

農業科学の研究、技術の推進、教育訓練等各方面に従事する力を組織して、ひとつの合理的

な分業、協調一致の工作体系を形成して農村建設に十分に効果あるサービスを形成するよう注意しなければならない。多年にわたって各地はすでにかんりの科学研究成果を蓄積し、必ずや工作を推進し、これを生産に適用してきた。先進地区は後進地区を援助するよう手配し、十分に技術を作業に移転し、後進地区の生産水準を迅速に高めなければならない。かなり生産の発展に決定的な意義をもつ科学研究項目をひき続いて選択し、研究を組織しなければならない。例えば、良い種子の選択育成、病虫害らの防護、処理、動植物の防疫および検疫、生物資源の総合利用、生産の合理的配置、生態の均衡等の面は、すべて新しい研究と系統的な科学技術の積重ねがなければならない。農民中にすでに出現した科学を学び、科学を利用する熱心な高まりに応じて、各地は国家および集団の農業技術服務機構を設立して、技術請負制をとおして、科学技術模範家族を設立して、技術服務公司、生産科学技術連合体、科学技術普及協会等は農業科学技術知識を普及し、科学技術の成果を推進して、農民のため科学技術のサービスを提供する。

農村教育を改革し、積極的に初等義務教育を普及し、青壮年の文盲をなくし、急いで農業およびその他の職業中学の比重を増加しなければならない。農村の高等学校および中等専門学校に対しては、一組の新しい生徒募集および卒業生の配分方法を作り、人材が農村に向かう路を打開すること。農民に対して、各種形式の職業技術教育および養成訓練を行わなければならない。農村教育は、広大な農民の生産発展、労働により財産を作り、人材渴望の要求に適應しなければならない。農村教育は、またこれから離れてはならない。農村住民の労働、生活の特徴を考慮し、これらをゆるがせにはならない。全国のそれぞれの地区に対しては、異なった要求および配置のいかんにかかわらず、現地大衆の財力、物質力の状況、および学生の受ける水準に応じて、関係部門はできるだけ早く、改革法案を判定して逐次実施しなければならない。

農村に居住する大量の技術にすぐれた労働者、生産技術者、知識青年、および復員軍人が、それぞれの特徴を發揮し、彼らが設立する技術的サービス組織を支持し、農村のいかなる経済組織を彼らに招いて仕事につかせるようにしなければならない。自身で学習した人材、仕事に成績の上があった者に対しては、試験検定のうえ、技術職の名称を与えること。国家はできるだけ早く技術者が農村に赴いて勤務するのを奨励するのに有効な人事制度を制定し、農村の技術員の各方面の待遇を良くしなければならない。都市に居住する知識分子が自ら農村および僻遠地区に勤務するのを希望する者は、たとえ短期の仕事であっても、激励を与えること。農業技術者は、作業収入のほか、彼らが経済組織と契約した請負契約で増産部分のうち一定の割合の配当金を与えることを許可する。

(ウ) 農村建設を早く進めるには、資金源を開拓しなければならない。国家の財政状況の好転にもなって、逐次農業に対する投資を増加すること。しかし、限度ある国家投資は大衆の力の及ばない、重大な建設項目、たとえば、重点農業区、林業区の開発、大型水利、電力工事、幹線道路、電信設備および貯蔵施設等の建設修理のような重大建設項目に使用するだけである。そ

の他、小型の農地基本建設および服務施設に必要な投資は、主として農業自身の資金の積立および労働の積立によらなければならない。

資金問題を解決するには、まず始めた農村経済を活発化しなければならず、活発化して始めて財をなし、活発化して始めて蓄財ができる。同時に農民を教育して“第一に食事を、第二に建設しなければならない”との道理に慣れさせなければならない。各種の合作経済組織はすべて固定資産の減価償却を行い、公共の積立および必要な労働の蓄積の三項の制度を設定しなければならない。

農村のある基本施設、倉庫、道路、小規模の水力電気等は、農民個人または協同して資金を集めて建設するよう奨励し、また有償使用制度を実施し、誰が建設し、誰が利益を得ようと資金を回収および回転できるようにする。農業銀行および信用組合は服務態度を改善し、資金を改善し、資金を集める信用貸付を行い、資金の使用面の監督にあたって、もつべき作用を発揮し、また信用組合は合作金融組織の性質を堅持しなければならない。どんなことをしようとも民間の力を必要とするものは、すべて力量をもって実施するという原則を堅持し、決して過去に行つたように誤つた方法を繰り返してはならない。人員を十分に精選し、支出をきりつめて、浪費をやめ、農民の負担を軽減しなければならない。

- (十) 食糧生産を弛緩させないよう積極的に各種経営の方針を着実に発展させ、農、林、牧畜、副業、漁業等の各業種はすべてその土地に適して、優れた勢いを發揮し、集中の原則を適用するように商品生産基地と設立しなければならない。これらの基地は主要生産品があり、かなり高い商品率をもって、相応の供給消費、輸送、加工、貯蔵保管、技術等のサービス体系およびエネルギー、交通、郵便、電気、水利等の基礎設備がなければならない。大中小の商品生産基地は小都市の建設を含めて、事前に調査を行つて設計を計画し、主管部門の許可を経て、国家の基礎計画に組入れなければならない。

生産基地の生産品は、できるかぎり総合利用し、完成品および半完成品を振り向け、食糧生産基地はまた移動を完了後の食糧を利用して、食品工業、飼料工業を盛んにし、牧畜業を發展させて、ひとつの物資を多用する経済効率を發揮し、輸送販売経費を減少すること。

国营商業、外国貿易、軽工業各部門および供給販売協同組合も現在の基礎の上に商品生産基地を作り、相互利益を図る原則にもとづいて、多種の形式をもつ連撃した、または連合経営をせつりつする。

国营の農、林、牧畜、漁業は国家の重要な商品生産基地であり、責任制を採用して、農商工組合経営を実行して、商品生産量の増加に努力し、商品の質量を高め、きわめて大きなしなければならない。

- (十一) 現在かなりの僻地山岳におよび少数民族地区は、生産水準が依然として低く、大衆の生活はなお非常に多くの困難がある。大いに関心をもち、注意して真剣に強化工作を行い、貧困な状態を改善するよう大いに努力しなければならない。

これらの地区に対しては、各種の政策上、その他の地区に比べて一層緩和政策をとり、生産上現地資源の優れた勢いを発揮し、さらに国家財政の支援を有効に利用し、多種の経営を展開して、農工業の債務を肩代わりして、単純な救済方法を改めなければならない。交通条件の改善に注意し、エネルギー源の困難を解決して、地方病を絶滅して教育を徹底して行わなければならない。牧畜に対しては、綿密に調査研究し、生産、流通等各種の経済政策を完全に実施すること。

- (四) 森林の伐採のし過ぎ、耕地の減少、人口膨張は我が国農村の三大問題であるが、形勢が大いに好転する状況のもとに、我われは考え方を改め、多方面の有力な提案を採用して、まず乱伐や勝手に占拠する悪い風潮を抑え、計画を超えた出産、養育を厳しく統制しなければならない。さらに調査研究を行って、急いで体制、政策の問題を立法問題を解決しなければならない。

真剣に各林業政策を実施し、大衆の造林、森林保護を発動し、祖国を緑化し、地表を植物で覆って、生態の保護を行わなければならない。自留の山地を拡大し、育苗造林の林業専業家族を積極的に支援し、国营および集団森林地区を良く育成しなければならない。森林は誰が植樹し、誰が所有するとかを明確に公告し、個人の造林には番号をつける。

農民は次第に豊かになった後、居住条件を適当に改善するのは良いことである。しかし、耕地を占有して家屋を建てること厳重に管理しなければならない。大衆に我が国の人口は多く、耕地は少ないことの実況の状況を認識させ、ほんの少しの耕地も大事にすることを教育しなければならない。住宅は緊密に集合させ、合理的にして清潔にしなければならない。広大なものを追及することはできない。村落や町の建設は時間をきりつめて、十分に調査研究したりえて、計画を作成し、都市農村の建設部門と県人民政府の許可を得たのち実行しなければならない。

計画出産は経済の発展と民族の盛衰に関係し、どんな口実をもってもおざりにすることはできない。調査研究のうえ、政策を進めて完全なものとし、大多数の群衆に産児調節の大きな目標と積極性をもたせ、工作の方法改善に注意し、宣伝教育を強化し、脅迫的な命令を防止しなければならない。嬰兒殺害、甚だしくは嬰兒殺害の母親の行為を制止しなければならない。

上述の三つの問題は、党员、幹部とともに模範的に実施し、不正を止めさえる気風を強調しなければならない。県委員会および県人民政府は責任を負い、県以下の各級幹部は明確な責任性を設定しなければならない。

- (五) 党は農村の工作において、始めから終わりまで、両手で握む方針を堅持し、一方の手で物質文明を握み、他方の手で精神文明を握んで農村の物質生活を絶えず改善し、思想を不断に進歩させ、文化的知識を絶えず高めなければならない。農村の各経済工作を充分に行えば、思想政治工作の展開を促進することができる。しかし、結局思想政治工事を代替することはできない。思想政治工作进行を強化して始めて、農村の各項の改革の健全な発展を保証することができる。各地は中央委員会が発表した関係ある指示にもとづいて、優れた伝統を発揚して、党の思

想政治工作をそれぞれの改革および生産活動の中に浸透させ、各項の改革と生産建設任務の進行を保証しなければならない。

農村の各種文化衛生施設の建設を強化すること。これら文化衛生施設は党および集団で行い、さらに農民自身が行うのを奨励および支援しなければならない。

農村人民の規約を制定したのち、文明村を設立し、文明家庭の活動、治安を確保して、治安防衛と民事調停組織を強化しなければならぬ。各種の良くない気風および行為に反対し、制止して農村の隣接家庭との団結と家庭の円満さを強化して村の気風、村の様相を改善して社会主義の新風を樹立する。

(6) 系統的に幹部を養成訓練し、幹部の素質を高め、党の立場を改善強化して、中国の特色をもった社会主義農業を建設する。我われは一步前進したけれども、総体的に言えば、なお探求している段階である。この歴史的な大変革の時期にあって、各種の過去の古い考え方、古い習慣は往々にして人びとの新しい認識、新事物の受入れを阻害し、時機を誤らせ、損失を生じさせる。これがため、各級の指導は始めに幹部の思想教育工作を充分に行い、系統的な組織調査を通じて、工作を総まとめし、党風を整理して、彼らが解放思想を一步進めて“左”の思想影響を除去するのを支援し、生産力の発展を束縛する古くさいわくを打破しなければならない。新生産物を発展させると同時に、また具体的に対策を決定するとき、事実を求め、努めて完全を求めて、敏速性を結合しなければならない。およそ慣れていないことは、大衆から学習し、専門家から学習し、実践から学習すること。およそ重大なことは、たゞちに調査を行い、試験を行わなければならない。大衆が行うよう要求し、また充分に行うことのできることは、真剣に向かい合い、充分に努力しなければならない。始めから終わりまで、大衆の創造の精神を尊重し、大衆の中から大衆の中に入り、分類指導を堅持して、現地の状況から出発しなければならない。

商品生産の発展と市場の拡大にともなって、各関係部門の幹部はすべて各種経済手段の本領を発揮して、工作の領域を拡大し、勤務の質および量を高めなければならない。これらの工作を通じて、農民を組織し、計画指導の働きを発揮する。

この数年、各級の党委員会および政府の関係機構は、系統の調査研究を強化し、農村政策の制定に科学的根拠を提供し、統一した各業種の行動の面でも大きな仕事を行った。機構を改革するとき、工作の連続性を補償するよう注意しなければならない。

現在の幹部に関心をもち、彼らを養成し、その積極的な工作を奨励しなければならない。注意して青年の中からある一定の実践経験、および科学知識のある幹部を選抜して、一組のまた農業近代化に相応した幹部の隊列を設立しなければならない。

立法工作を強化し、国家機構の農村に対する各種の経済的形式及びその活動、および法制の管理、相応する法規の制定を提案する。同時に、過去の関係ある法令、法規について整理を行い、残すべきは残し、廃止すべきは廃止すること。あらゆる立法は、準拠すべき法律を行うの

に都合良いよう適当な形式で布告し、違法は究明しなければならない。

農業生産の持続的増加は、農民社会主義の積極性を絶えず高め、農村に対する政策は正確なものであり、大多数の幹部は積極的に努力し、工作はきわめて効果的であったことを照明した。現在党は12のさらに偉大な目標を我われに提供し、党中央は、各級党委員会、およびあらゆる幹部が必ず自身の光栄ある任務を十分に完成し、我が国農村経済の繁栄が必ず、早期に到来することを深く確信している。

9 1984年農村工作に関する通知

中国共産党中央委員会1984年農村工作に関する通知（1984年1月1日）

一、

中国共産党中央委員会が1983年1月発表した「現在の農村経済政策の若干の問題」は1年試行した結果、明らかな成果を獲得し、提出した基本目標、方針、および政策は正しいものであることを証明した。中央委員会は今後ある期間農村工作を指導する正式文件として、引続いて徹底してこれを実施することを決定した。

1年来、全党全国の各戦線において、広範の幹部および大衆の共同努力を経て、農業生産は記録的な豊作を達成し、農村工作は人びとを鼓舞させるような発展を勝ち取った。この事実によって、我々が党の政策の安定性と持続性を保持し、実践中において絶えず新しい経験を総まとめにし、新しい問題を解決しさえすれば、きわめて多数の農民大衆を団結し、率いることができ、農村が展開した新しい局面を進展させ、党が提案した12の大きな目標を実現すると同時に、中国の特色ある社会主義農業の発展の道程を歩み出すことができるものと確信することができる。

二、

本年の農村工作の重点は安定した、また完全に良好な生産責任性の基礎のうえに、生力のレベルを高め、流通系路を整理して、商品生産を進展させることである。

農業生産の責任制の不偏的な実行は生産力の解放と商品生産の発展をともなってきた。自給、半自給経済が、かなり大規模な商品の生産に転化することは、我が国社会主義農村経済の発展上、越えなければならない必然の過程である。商品生産が発展しさえすれば、さらに一步進んで社会の分業を促進し、生産力を一步新しいレベルに高めることができ、農村を繁栄させ、豊かにすることができる。我われの幹部が商品と貨幣の関係を利用し、価値基準を利用できるようにし、計画経済のサービスのため、我が国社会主義農業近代化の実現を速めることができるようにする。

三、

生産請負い制を継続して、安定させまた完全にし、農民を援助して、家庭経営の基礎の上に生産規模を拡大し、経済効率を高める。

(一) 土地請負い期間を延長し、農民の投資増加を奨励し、地力を培養して集約経営を行す。

土地請負い期間は一般に15年以上でなければならない。果樹、森林、荒れた山、荒地の生産周期の長いもの、および開発性の項目の請負い期間は、さらにかなり長くなければならない。

請負い期間を延長する前に、大衆が土地の要求を調整するものは、“大きな安定には小調整”の原則にもとづいて、十分に協議し、集団で統一調整することができる。

土地は次第に田植えの腕きき労働者が集中するよう激励する。公社員は請負い期間内あって、土地を耕す力がなく、他業に転換するため、土地を請負わなかったり、または少ししか請負わないことを要求するが、土地を団体にひき渡して、統一して面倒を見ることができ、また団体の同意を得て、公社員が自ら対象を探くて、協議して下請けに回すこともできる。しかし、自身で勝手に集団請負い契約の内容を換えることはできない。下請けの条件は現地の状況にもとづいて、双方が協議して定める。現在の食料の統制購入、販売制度を実施しているもつで、転入家族が転出家族のため一定数量の適正価格の支給米を提供することを許可する。

農民の土地に対する投資に対しては、合理的な補償を与えなければならない。公社員民主的な協議を経て、かなり具体的な方法を制定できる。例えば、土地に定められた等級の評価を行って、土地使用権の移転時に、投資補償実施の参考とする。収奪経営のため、地力が低下したものに対して、やはり合理的な賠償方法を規定すること。荒れ果てゝ人が耕さない土地は、集団が適時回収しなければならない。

自留地（個人保有地）、請負地は、売買したり、貸出すことを許可しない。

(二) 農民および集団の資金が自由、または組織的な流動を許し、地区の制限は受けない。農民が各種企業に投資し、株式に参加することを奨励する。団体および農民が自身の希望する相互利益の原則にもとづいて、資金を集中して、各種の企業を共同しておこし、特に開発的な事業を起こすのを支援するよう奨励する。国家は投資者の合法的な権利と利益を保護する。

(三) 農村労働者雇用問題に関して、党中央は「現在の農村経済政策の若干の問題」において、原則的な規定があるが、これを引続いて実施しなければならない。商工行政管理部門は、適時登録、証書発行業務を行い、管理を強化しなければならない。関係部門は、条件が成熟したとき、さらに一歩進んで具体的な政策、規定を作るのに都合良いよう、真面目に調査研究しなければならない。

現在、規定の人数を超過して労働者の雇用を申請している企業は、かなり私人企業と別の制度を実行している。例えば、税金差引後、利潤から一定の比率の積立を行い、集団の公有財産とするもの。出資金、利益配当金、および営業主収入の限度額を規定し、利益から一定割合の労働返還金を労働者に還付する等である。これは、すなわち異なった程度で、合作経済の要素をもったものであり、彼らがひき続いて、完全に良くし、高めるのを支援すべきであり、資本主義によらない労働者雇用経営と見なすことができる。

支配人（経理）が請負い責任制を実行する人民公社生産隊の企業は、労働者募集雇用形式を取っているものがあるけれども、下記の原則にもとづいて管理しさえすれば、依然として合作経済であり、個人の労働者雇用経営と見なすことはできない。

1) 企業の所有権は人民公社生産隊に属し、十分な固定資産の減価償却費および一の比率

の公共積立金を保留する。2) 人民公社生産隊、企業の重大な問題、例えば生産品の方向、公有固定資産の処理、基本的分配原則等に対して、政策の決定権をもつ。3) 規定にもとづいて、人民公社生産隊に対して、一定の利潤を渡す。4) 支配人は、たゞ人民公社生産隊の権利授与は範囲内で、企業の業務を全権処理するだけである。5) 労働に応じた分配、民主管理を実行し、個人の投入した資金に対しては、たゞ一定の比例にもとづいて利益配当金に分け、支配人の報酬は優先するが、労働者の収入と大きく差があってはならない。

(四) 農村の連合生産請負い責任制を実施して出現した專業農家は、率先指導して勤勞し富を増し、商品生産を發展させ、生産技術の改善を率先指導するのは、農村發展中新しく生じた事象であり、大切に保護し、積極的に支援すること。最も有効な支持は彼らに、必要な社会的サービスを提供し、報道、供給販売および技術の進歩等の面の需要について、満足を与えることである。条件のある地方は、食糧生産專業家族および開発性の生産に従事する專業家族に対しては、さらに合作經濟内部の各業種の収入を均衡させる等の方法により必要な經濟上の刺激を与える。“統一經營、專業請負い、制服、主食米の配給”の合作經濟の手配を実施して、專業家族はもちろんのこと、さらに專業隊、專業班等の作業分業形式を採用して、商品生産の發展促進に対して積極的な働きをし、これを完全に行わなければならない。

專業家族の發展は、經濟發展のひとつの過程であるが、各地の經濟狀況はまた余り均がとれていない。これがため、專業家族に統制した標準および發展目標を固苦しく規定することは良くない。物質的奨励と資金援助は適度にとすること。

技術、勞力、資金、資源の多種類の形式の結びつきを奨励し、商品の生産において、十分に農民各自の長所を發揮して逐次適当な經營規模を形成しなければならない。

(五) 政治・社会を分離した後、農村の經濟組織は生産發展の必要にもとづいて、大衆自身で希望する基礎のうえに設置しなければならない。その形式と規模は多種多様であっても差し支えないが、上から下へ、ある種の形式を強制して推進してはならない。

統一經營と分散經營の結合した体制の完全化を図るため、一般に土地公有を基礎とす地域をもった合作經濟組織を設立しなければならない。このような組織は農業合作社、經濟連合組合、さらに大衆が選定したその他の名称で呼ぶことができる村（大隊または連隊）を範圍として設置することができる。また生産隊を單位として設置しても良い。村民委員会と分離して設置でき、また一組のグループで二つの顔をもたせることもできる。村を範圍として設置したものは、もとの生産隊の資産を同じく調整することはできない。債権、債務は充分に処理しなければならない。このほか、農民は地区の制限を受けず、自身で行った形式、異なった規模の各種專業合作經濟組織への参加を希望したり、またはこれらを作ることもできる。

もとの人民公社のあるクラスは、すでに經濟的実体を形成しているので、その經濟組の作用を充分に發揮しなければならない。公社の經濟力は薄弱であるが、具体的な狀況および大衆の希望にもとづいて、これと異なる形式の經濟連合組織、または強調サービス組織を設立するこ

とができる。基本的な条件のない地方ではまた設置しなくとも良い。これらの組織は地域性のある合作経済組織およびその他の專業合作経済組織に対するもので、平等な相互利益または協調指導の関係であり、行政上隸属したり、等級を追う過度的な関係ではない。

四、

社会のサービスを強化し、農村の商品生産の発展を促進する。

各方面の力を動員、組織して、漸次かなり完備した商品の生産サービス体系を設立し農民の技術、資金、供給、販売、貯蔵、加工、運輸および市場の報道、経営指導等の方面の要求を満足させること、これは少しの時間も猶予できない任務であり、商品の生産が、これによって発展する基礎であり、合作経済に欠くことのできない主要な進行段階である。また国家が農村経済に対して、計画的指導を行う重要な道である。

(一) 国营経済各部門、各業種は大いに農業を支援し、とりわけ農業に対して、質の良廉価な農業用工業品を提供し、農業生産条件の不断の改善保証しなければならない。

国家の農村におけるあらゆる企業、事業単位、例えば国营農村牧畜漁場、工鉱業企業および水利、水力発電、地質探査、科学試験拡張等の単位は、みな解放軍を学習し、付近農民との連絡を強化し、互惠の原則によって、当地農民の需要に各種サービスを提供することにより、農民と農村の物質文明、および精神文明を共同して築きあげ、商品生産の発展を促進するため、工農連盟を強化し、社会主義新農村を建設して、新しい貢献をしなければならない。これらの企業事業単位の指導機関は、具体的な手配をすること。

(二) 購買販売協同組合理の改革は深く進行し、本当に農民大衆集団のもっている協的商業を行わなければならない、これは農民の要求である。また購買販売協同組合自身が発展する必要がある。大衆の合作企業の性質の回復が完全であればあるほど、農業生産のサービス、農民生活のサービス樹立のため、ますます堅固となり、購買販売協同組合が大衆を引きつける力があればあるほど、農村の商品流通中にその特有の作用を発揮し、国家の委任と農民の要求が完成するそれぞれの各項の任務を十分に完成する。そうでなければ、ますます萎縮して、自身の独立した存在意義を失うようになる。これがため、各級の購買販売協同組合は、独立して計算を行い、利益損失に責任をもたせなければならない、関係ある制度もまた合作企業の性質に応じて改革を行わなければならない。購買販売協同組合の体制改革した後、経営範囲を適切に拡大しなければならない、経営方式も、一層敏速さを加えなければならない。国营專業公司から農村の購入単位まで、計画購入部分に対しては、やはり大衆に都合良いようにする原則にもとづいて、直接付近で調達することはもちろん、できるだけ購買販売協同組合に委託して代理購入すること。購買販売協同組合は積極的に生産、生活サービスを発展し、次第に農村の総合サービスセンターとならなければならない。多種類の形式の農商工聯合経営を発展し、生産を支援し、販路を開拓し、さかんな生産と販売を促進し、購買販売協同組合が農民と経済利益共同体を結成

し、国家を農民経済を結ぶ帯とならなければならない。

- (三) 信用組合は改革を行い、本当に大衆性ある合作金融組織となり、国家の金融政策従い、また農業銀行の指導監督のもとに、独立して自主的に貯金貸付業務を実施すること。農村の貯金は優先的に農村で使用し、多額の金を貯蓄すれば、多額の金を貸付けることができる。農業の貸付け需要を保証する前提で、農村工商信用貸付業務を経営することができる。貸付利率は浮動できる。

農業銀行は、経営改善に努力し、農村の信用貸付サービス業務を確実に行うこと。

- (四) 地区的な合作経済組織は、工作の重点を組織的な農家サービス業務に移動しなければならない。始めに土地の管理を請負い契約の管理を良く実施し、次いで水利施設および農業器械の管理を充分に行い、植物保護、防疫を調整し、科学技術を推進し、田畑の水利基本建設、およびその他の生産前後のサービスを開始しなければならない。自身の力にたよるばかりでなく、さらに重要なことは各種サービスの專業家族の発展を助け、購買販売協同組合、信用組合、農工商連合公司、多種経営サービス公司、人民公社生産隊、企業供給販売經理部、貿易倉庫、および農村技術推進所、農業機械所、経営指導等企業事業単位は、連絡をとり、協同して作業し、一層農家のためにサービスをしなければならない。

- (五) サービスはまた一種の労働の交換であり、一般に有償で農民は自ら選択できなければならない。このようにすれば長期間にわたり有効で、サービスの質および量を保証することができる。

五、

流通は商品は生産過程において欠くことのできない重要な段階であり、生産をしっかりとやるには流通を把握しなければならない。現在、流通領域と農村の商品生産発展の間の適応しない状況が、ますます目だってきた。計画経済を主とし、市場調節を補助とする原則を堅持し、国家、団体、個人を一線上におく方針を堅持し、農村の商業体制の改革を引続いて実施し、さらに農村経済の活性化を進めなければならない。活性化の過程で、管理を強化し、出現するかも知れない消極的現象を克服しなければならない。

- (一) 農業副産品の購入販売政策をひき続いて調整する。生産の発展と市場供給の改善ともなつて、統制購入品の種類と数量をひき続いて減少しなければならない。生鮮生産品はできるだけ自由にし、価格の自由化、生産の促進、腐敗損耗を減少するため、合理的に季節による価格差、地区の価格差がなければならない。輸出と大都市の供給を保証するため、専門の生産基地の設立をし、または適正価格の生産資料を使用して交換買付けを試行しても良い。3種の生産品の統制強制購入任務外の生産品の価格は、本当に開放し、許可された国営商業、購買販売協同組合は、市場競争への参入および調節のため合理的な輸入販売差率により、購買販売価格を敏速に掌握しなければならない。経営において、できるだけ段階を減少し、生産区と販売区域

の直線的流通を組織しなければならない。

(二) 農業副産品の買付け方法を改善する。農民の計画的な生産実施を導くために、農副産品の統制買付け任務は、生産単位にまで根を下ろし、一定の数年間は変更しないようにしなければならない。基本の3種の生産品と、その他の計画外生産品は、生産する前に農民と契約書に調印するようにしなければならない。購買販売契約は、ひとたび調印すれば、双方とも任意に変更してはならない。化学肥料、ディーゼル油等の生産資料の供給方法もやはり真剣に改善しなければならない。

(三) 国家、団体および個人の力量によって、多種の方法により資金を集め、商品の流に必要な冷凍庫、倉庫、交通、通信等の基礎施設を建設しなければならない。国家および地方の財政は、これに対して適当な調整をしなければならない。国営商業および購買販売協会は、税引き後の利潤から一定の比率を取り、この種の建設に使用すること。およそ商品流通の基礎となる施設は、だれが開設し、だれが経営し、だれが利益を得ようと、国家は税収上その面倒を見てやり、優遇措置を与える。

農村の水陸交通運輸の発展、商品の流通遅滞問題の解決に大いに努力する。現在、特食糧の輸送販売問題の解決に努力しなければならない。国営交通運輸部門は、作業改善に大いに努力し、運輸の潜在力を掘り起こすこと。同時に団体および個人の輸送業を積極的に発展させ、輸送合作社を組織するよう提唱する。

農村の郵便電気通信は、商品の情報を伝える重要手段として、絶えず発展し、次第に較的敏速な伝達網を形成しなければならない。大中都市はひき続いて農業貿易市場を良く運営すると同時に農業副産品の卸売市場を設立し、利用条件のある地方は、流通市場の情報を管理し、先物取引交易の農業副産品の貿易センターを組織しなければならない。これは都市建設の計画に組入れること。

(四) 国務院の責任をもつ関係部門は、専門グループを組織して流通体制、価格体系等対して系統的な調査研究を行い、根本的な改革法案を提出するよう提案する。

六、

農民に対する不合理な平均割当をやめ、農民の定額外の負担を軽減し、農村の合理的公共事業経費を保証する。中央委員会、国務院の各関係部署の農村教育、計画的養成、民兵訓練、優待慰問、交通等各项の民間が行う公共援助事業はすべて項目を逐って、真面目に整理および改革を実施しなければならない。今後これらの経費に対して、各地は農民の経済状況にもとづいて、郷人民代表大会がきまった項目の限定された額の予算を提出し人民政府に許可申請のため、報告する。底層部が統一的に計画使用し、一年に1回決定し、中間には任意の追加をすることはできない。また団体が保留する間、支出はできない。統一計画費用の最高限度額は、各省、自治区、直轄市がその土地の状況によって確定する。このほか、どんな部門も農民に対していかなる費用も

平均して割当てることができず、絶対に大衆が行う力がないことに、“大いに行う”の気風が再度起こるのを防止する。無理をして行ってはならない。

合作経済組織内部の各項目費用の保留は、経済条件に応じて行うこと。

非生産的な支出を圧縮し、幹部の人数を減少しなければならない。幹部の手当ては合理的にすること。上述の各項の支出は、一律に田畑に平均して割当てゝはならず、各地の大衆が討論して、適当な徴収、および取立て方法を確定すること。まだ財務上の整理をしていない人民公社隊は、1984年内に完成するよう努力しなければならない。

七、

農村の分業の発展にともなって、将来は益々多くの人々が耕地経営を離れ、林業牧畜漁等の生産に従事するものの、かなり大部分が大部分は小工業や小集落のサービス業に転入するであろう。これはひとつの必然的な歴史的進歩であり、農業生産のため深く、広く、進歩し、人口と工業配置の創造条件を変更する。“8億農民は食べる飯を作る”との局面は変更されることなく、農民が豊かにならなければ、国家は富強とならず、四つの近代化も実現するはずがない。

現在、農村に起こってきた飼料工業、食品工業、建築建材および小エネルギー工業は、社会で最も緊急に必要としているものであり、またかなり早く発展できる幾つかの産業部門である。計画的に優先発展しなければならず、関係部門と地方は、積極的に指導および援助しなければならない。農村工業を発展させ、技術力を増強するため、都市の技術者が農村に行くことを激励し、異なった地区、異なった単位間の人材および技術の流動を唱え、また組織する。

現有の人民公社隊企業は、農村経済の重要支柱であり、かなりの者は、都市大工業の欠くことのできない助手である。整理をひき続いてきちんと行ない、責任制を設立し、完全に行い、経営管理を改善し、適用する技術を採用し、経済効果を高めて、その健全な発展を促進しなければならない。責任制の形式は企業の規模、生産の特徴および経営状況にもとづいて確定し、少数の人が権利を振りまわして、請負いを思いのままに操り、強制した値段で請負いを行わせたり、また請負いを短い期間に切換えたりする現象が発生するのを防止しなければならない。

家庭の小工業、購買販売合作社の行う工業、国营および人民公社隊の行う工業は、それぞれ取って代わることのできない経済作用および意義があり、経験を総まとめし、大いに努力しなければならない。

農村工業は当地の資源を十分に利用し、国内、国外の市場に向かい、特に広大な農村の市場は自身の優勢さを発揮して、都市工業と強調し、発展しなければならない。農村工業は適当に町に集中し、エネルギー源、交通、倉庫、給水、汚物廃棄等の面の投資に集中し、また文化教育とそのサービス事業の発展にともなって動き、町は逐次建設して、農村区域の経済文化センターとする。町の建設は計画を充分にして、用地を節約すること。1984年、各省、自治区、直辖市はいくつかの町を選んで、テスト的に工業、商業、サービス業を行う農民が、自身で支給食糧をもつ

て集まり、町に落着くことを許可する。

八、

林業、牧畜、漁業の発展が不足し、商品の供給が窮屈となるような状況は是正しなければならない。緩和政策を一步進め、山岳区域水域、草原の開発を速めなければならない。草、木の種を植え、草地を改良し、農林、牧畜の相互発展の支援を奨励し、水産養殖を発展させ、天然資源を保護し、養殖、漁獲の開拓を実行するよう奨励する。多くの面で、食物資源を開拓し、生態環境を改善し、次第に少数民族地区および貧困地区の経済文化水準を逐次高めなければならない。

「中国共産党中央委員会、国務院の森林保護、林業発展若干の問題に関する決定」をひき続いて徹底的に実施しなければならない。集団林業区は、木材伐採“1本の柱”計画を実施している間、人民公社隊に適当な数量の木材を残してやらなければならない。この部分の材木および育成間の材木伐採に、山の木材、小径の材木およびの半成品等が不足すれば、県林業部門、またはその委託する経営単位を通じて県外の場所と食糧、物品の交換統一して手配すること。または代理販売で得た利益の絶対的な大部分を林業、農業に還元すること。

国家または団体の手配によって、荒れた山、荒れた砂地、荒れた水辺に草木の種をまき、誰がどんな種をまき、誰が保有しようとも、長期間変ることなく、受け継いで、価格を割引いて譲渡しても差支えない。森林の伐採は法律にもとづいて行いが、生産品の処理は自主的に行う。専門家家族は小流域の処理を請負わせ、さらに彼らの得る利益を保証しなければならない。

牧畜区の畜産品は、また買付け基本数量を確定し、購入販売契約に調印すること。任務以外にも協議のうえ、購入販売することを許可する。基本的条件がある地方では、羊毛、皮革等の工業原料は“工業牧畜直接交換”を実施し、また生きた家畜はその土地から出て異なった土地で育成することを許可する。

牧畜区域は家畜群を落付かせる責任システムと同時に草地の使用権を確定し、草地の使用管理責任体制を実行しなければならない。牧畜民が牧畜業の基本建設を実施し、草地を保護し、草の種類を改良し、草の生産率を高め草地と家畜の均衡を保って、畜産品の商品生産率を高めるよう奨励する。海水、淡水養殖及び水産品加工に従事するものに対しては、生産品を購入して保留し、資金を貸付け、稚漁および飼料を供給し、技術的サービス等の面で面倒を見てやらなければならない。

国営農場ではひき続いて改革を行い、連合生産請負い責任制を実行し、家庭農場を良く実施させなければならない。機械化の水準がかなり高く、家庭の請負いに不便なものは、また機械の請負いを実行しても良い。農業の開墾、農、工、商業の連合企業は、付近の農民と共同して、農産品加工業およびその他の面の経済的提携を強め、商品生産の分業を行い、また地区や部門の制限を受けないよう提唱する。

九、

農村工作の指導を強化し、幹部の素質を高め、農村建設の人材を養成する。

我が国の農村は、現在ひとつの歴史的な変革の過程にあり、党をあげて上下黨員はすべてひとつの新しい学習任務に臨んでいる。各級、各部門の幹部は皆おごりを戒め、実際から出発して、きわめて堅実に実地に調査研究を行い、経済規律および自然法則を良く知るよう努力し、自分の思想、能力、作業方法および作業の作風を大きく変換して、これらを高めるようにしなければならない。

現在、農村の作業は幾つかの重要な生産品の指標をつかむことができないけれども、総合的な発展を重視しなければならない。生産を増加するばかりでなく、農民が経済、計数を学習し、経済的効率を希望するよう導き、生産に関心をもつばかりでなく、国民経済の各部門および文化、教育、化学、技術、衛生、体育等の事業の発展に関心がなければならない。

我われは合格した指導者が必要であるが、さらに大量の新しい素質をもった生産者および経営者が必要である。本年から全国で計画的に人材の一般的な訓練を開始しなければならない。政治政策の教育、科学技術教育、経営管理教育をとともに推進しなければならない。第3において、5年以内に底層部の主要幹部を、また底層部の各種技術者をそれぞれ1度交代で訓練し、同時に一部の農村知識青年、專業家族構成員および労働者を交代訓練を行い、さらにそのうちの優れた者を選んで、大学、中等専門学校に送って、それぞれの方面の教育訓練を実施する。県を単位として訓練計画を作り、訓練センターを設立し、各種の專業学校および訓練班を創設して経営する。優秀な人材の発見に注意し、大胆に抜てきし、底層の指導を充実する。

十、

党が農村における政策を緩和すればする程、商品経済は発展し、ますます農村の思想政治工作および文化教育工作の強化が必要となって来る。各級の党組織が社会主義の物質文明と精神文明を一斉につかむことは、我われの党の長期戦略方針であることを十分に認識しなければならない。農村において精神の汚染を浄化するとの呼びかけは提唱されていないが、これがための農村の思想政治工作をゆるめることはできない。ここ数年来、農村中の封建的なめいしん、盗み、賭博、婦女虐待、わいせつ文書の刊行および非常に不健康な文芸活動等が拡がる状況は厳しく存在するが、有効な対策をたて、解決しなければならない。工作中、限界を区切らなければならない。政策上許可される経済活動と不正の風潮を混同してはならず、農民が一般的に経済政策から離れた行為と経済犯罪とを混同してはならない。経済上の問題に対しては、主として指導と管理を強化する方法を採用して解決する。思想上の問題については、主として正面教育の方法を用いて解決しなければならない。絶えず、農民の経済的地位を改善すると同時に、マルクスレーニン主義および毛沢東思想の教育を進め、愛国主義、社会主義教育を

推進して、「五講四美三熱愛」と文明村、文明企業、五好家庭の活動を展開し、農民の資本主義、封建主義思想侵食に対する抵抗力を強化し、党の各項政策の実施および各項の経済任務の達成を保証する。

近年来、農村の多数党员、幹部は、模範的に党の政策を実行し、積極的に労働に参加し、大衆と緊密に連絡し、党の農民内における威信の高揚について貢献してきた。しかしやはり少数の党员、幹部は経済政策の緩和政策の過程において、権限を私物化し、公私を混合し、国家、集団および大衆の利益を犯し、大衆に甚だしい不満を抱かせた。この種の行為は、党员、幹部の称号と相入れないものであり、教育を実施し、迅速に改正しなければならない。それでもなお、改めようとしない者は厳しく処理しなければならない。

農村における党組織強化、中央の配置によって、党内の優れた伝統を発揚し、党組織の戦闘力を高め、軟弱でばらばらな状況を改め、多数の共産党员、共産党青年团员、および社会主義建設の積極分子を率いて、非常に多数の農民を団結させ、社会主義新農村建設のために奮闘しなければならない。

一号文件は「二号文件」を管理しなければならない。

新華社 評論員

本日、新華社は「中共中央1984年の農村工作に関する通知」を公開発表した。すなわち、1984年中央一号文件である。この文件は本年始め発令された後、我が国の大多数の農民は大喜びして、一斉に称賛の声を上げた。“一号文件は我々に一粒「効果の長い決心の丸薬」を飲ませてくれた。今後手足をひろげて、のびのびと労働し、富を手に入れることができる。”現在、この文件を公開発表したため、さらに多くの人びとが読んだり聞いたりすることができ、一層好い働きを生ずることができよう。

なぜ現在、中央一号文件を公開発表するのか。最近伝えられるところでは、かなりの地方の農民の心はまた確実に定まっていけないという。原因は多くのいわゆる“二号文件”が一号文件の徹底的な定着を乱しているからである。

農民に“二号文件”と呼ばれているものは、ある工作の主管部門とある地方の党政機関が作った中央一号の文件中に合致しない精神をもつ具体的な規定である。農民はこのような規定は一号文件に比べて“硬い”と述べている。大衆の語るところによれば、中央の一号文件は太陽の光のあたる道であり、あの“二号文件は馬のひき綱である。種々のひき綱があつて、たとえ平坦な明るい太陽の光のさす大道上においても馬は走ろうとしても動けず、早く走れないのである。次に幾つかの例を挙げる。：すなわち

中央一号は、各省、自治区、直轄市は幾つかの街を選んで試験作業を行うことができ、工業、創業、サービス業を行う農民は、自身で食糧を用意して町に集まって落着くことを許可すると規

定している。ある地方の関係部門はこの配慮に対して慎重で、手足を縮めて、戸籍の管理として営業証明を発行し、家屋の税金、家賃等の重要な段階が設け、各層の間に関所を設け、赤い灯を高くかざげて、工業、商業を行おうとする農民は入って行けないようにしている。中央一号文件は、“人民公社隊の企業は農村経済の重要な柱であり、その健全な発展を促進しなければならない”と指摘している。ある地方政府の関係部門は、かえって、利潤をあげることできた人民公社隊の企業に対して“昇級”“計画的に進む”との方法を採用して、勝手に企業所有制の性質を変えて“収入は固有に変換する”としている。

湖南省のある件では、10余の部門が無暗に規則を作り、名目を作って農民から各種の不合理な費用を徴収している。石炭局は県境内の公道上に10ヶ所の石炭の検問所を設け、石炭を県から出荷するには、必ず石炭局の通行証をもたなければならない、石炭発送書類があっても通行証がないものは、輸送する石炭価格の50%を罰金とした。

なぜこれらの中央一号文件の精神に一致しない“二号文件”が出現するのか。一言で言えば、我々のかなりの部門、単位は今だに左の影響を抜け切れないのである。ある馬鹿正直さは若干年前に制定したもので、“左”の記号のある“文件”をもっており、これらの過去の文件と中央一号文件が一致しようが、一致しなからうが構わないとの考えである。あるものはこの部門、この単位部局の利益から出発し、みだりに各種の規定を作り、農民大衆の思想や手足を束縛している。彼らはたゞ自己の都合、利潤を図るだけであり、なにが中央一号文件を管理しようと、なにが党及び国家の商品生産の発展をさせ、都市農村の経済を活性化しようと、農民をできるだけ早く富裕にするのがこの大政策なのである。

30余年前、毛沢東同志は、かつてある詳細な講話をしたが、現在のある勝手に“二号文件”を作るような人は、これを一度読んで、考えて見れば良い。毛沢東同志は下記のように述べている。

“もし本当に我が党の路線および総政策を忘れれば、我々は1人の盲目の不完全な頭の冴えていない革命者でしかなく、我々が具体的な工作路線と具体的な政策を行うとき、方向を失い、左右に揺れ動き、我々の工作に誤解を後に残すこととなる。”

最近3年間に中央委員会が発表した三つの一号文件は、全党の全国人民のすべての任務、すべての戦略配置および現在の実際状況にもとづいて制定したものである。実施の結果、我が国の農業は驚くべき成果を達成した。実践によって、中央のこの三つの一号文件が提出した基本的目標、方針、政策は正しいことを証明した。中央が毎年出している一号文件は中央の農村工作を指導する綱領性をもつ文件であり、各項の工作の主管部門、および各地の党政機関は、その部門、その地区の実際にもとづいて、具体的な政策措置、および規則制度を制定することができ、またそうしなければならない。しかしあらゆる農村と関係ある具体的な政策措置および規則制度はすべて中央の一号文件の精神を徹底し、中央一号文件の規定にしたがい、中央一号文件の徹底的実施に有利でなければならない。

簡単に言えば、中央一号文件は各種各様の“二号文件”を管理しなければならない。すべての中央一号文件の精神に違反し、抵触する“二号文件”は、関係部門および単位が、すべて自覚して修正を加え、直ちに全部を排除しなければならない。これら部門、単位は政治的に、また党中央の一致したひとつの重要な標識をつけているかどうかを、検査すること。

JICA